

## 城里町総務民生常任委員会会議録

日時 令和4年10月13日(木)

午前10時00分

場所 城里町役場 3階 委員会室

### 出席委員(6名)

委員長	加藤木 直 君	副委員長	桜井 和子 君
	鯉 渕 秀雄 君		三村 孝信 君
	綿 引 静 男 君		高橋 裕子 君

### 欠席委員(なし)

### 遅刻委員(1名)

鯉 渕 秀雄 君

### 決算特別委員長(1名)

片岡 藏之 君

### 地方自治法105条の規定により出席した者(1名)

議長 阿久津 則 男 君

### 説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	小林 克成
総務課長	増井 栄一
町民課長	加藤 孝行
財務課長	雨宮 忠芳
税務課長	佐藤 宰
健康保険課長	飯村 正則
長寿応援課長	稲川 弘美
福祉こども課長	山崎 栄一
会計課長(会計管理者)	久保田 和美
議会事務局長	阿久津 雅志

職務のため出席した者の職氏名

主	任	書	記	町	田	めぐみ
書			記	高	丸	哲史

---

総務民生常任委員会（決算特別委員会）次第

- 1 開 会
- 2 総務民生常任委員長挨拶
- 3 決算特別委員長挨拶
- 4 議長挨拶
- 5 審議事項
  - (1) 議案第52号 令和3年度城里町一般会計決算認定について  
《歳入》令和3年度決算書 所管分  
《歳出》令和3年度決算書 所管分
  - (2) 議案第53号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
  - (3) 議案第54号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
  - (4) 議案第55号 令和3年度城里町介護保険特別会計決算認定について
  - (5) その他
- 6 閉 会

---

午前10時04分開会

開 会

○議会事務局長（阿久津雅志君） ただいまより総務民生常任委員会を開催いたしたいと思いをします。

---

総務民生常任委員長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 初めに、加藤木委員長よりご挨拶いただきます。

○委員長（加藤木 直君） おはようございます。

委員各位には、何かとご多用のところご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の会議は、令和3年度城里町一般会計決算の所管分、国保、後期高齢者医療及び介護保険特別会計の4会計の決算について審議するものであります。

慎重なる審議と委員会運営には特段のご協力をお願いし、挨拶と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

---

決算特別委員長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、片岡決算特別委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○決算特別委員長（片岡藏之君） どうも、皆さん、おはようございます。

今日1日、昨年の決算ということで、皆さん慎重審議で、長時間にわたると思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご苦勞さまです。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

---

議長挨拶

○議会事務局長（阿久津雅志君） 続きまして、阿久津議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 改めまして、おはようございます。

総務民生常任委員会の決算審査ということで、お疲れさまでございます。

今回は、質問から入るということですが、今までも委員の皆様方は、自分なりに調査していましたので、それでいいだろうということになったわけでございます。その関係で、執行部の皆様方も、備考の欄でかなり細かく説明書いてありました。本当にありがとうございました。

今日は、加藤木委員長の下、慎重審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまでございます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） ありがとうございます。

---

### 審議事項

○議会事務局長（阿久津雅志君） ここからは、加藤木委員長の会議進行により会議の運営をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○委員長（加藤木 直君） それでは、会議に入ります。

なお、執行部の説明は、今回から省略をいたしまして、質疑から入りますので、よろしくお願いをいたします。

また、ご質疑、ご意見等につきましては、ページを述べてから、挙手でお願いをいたします。

それでは、早速まいります。

議案第52号 令和3年度城里町一般会計決算認定についての歳入所管分を議題といたします。

ご質疑、ご意見等をお受けしたいと思います。

歳入で何かございませんか。何かないですか。

[発言する者なし]

○委員長（加藤木 直君） 議長ありますか。

阿久津議長。

○議長（阿久津則男君） それでは、3ページですか。

まずは3ページで、1款町税で2項固定資産税、これ毎回そうなんです、固定資産税と、その下の軽自動車税もそうですけれども、固定資産税のほうが予算よりも3,000万くらい少なくなっているわけですが、予算額は9億1,600万で、調定額が9億5,000万になっているにもかかわらず、3,000万減額になっているということで、その理由ですね。あと、未収額が5,900万ですか、この理由をちょっとお聞きしたい。

あと、軽自動車税もそうなんです、未収額が418万6,000円あるわけですが、その内容をお聞きしたいと思います。

それと、7款地方消費税交付金、これが普通、コロナの関係で消費税、ちょっと減って

いるのかなと思っていたら、最終的には、右側の一番端ですけれども、4,400万くらい増えているということで、その理由をちょっとお伺いしたいと思います。

このページは以上です。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、固定資産税の収入額、6,000万ほど減額になっていますのは、こちらにつきましては、コロナ感染症に伴います固定資産税の各事業者等の減免の措置の結果、こちらの金額が、全部ではありませんが、減額になってございます。

減額につきましては、減収補填ということで、国の事業で減額になったものですから、国から特別交付金ということで、すみません、4ページでございしますが、4ページの上段に、11款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ということで、調定額、収入済額とも8,636万5,000円が町のほうに入っております。

もう一つ、軽自動車につきましては、未収額というのが多く数字にはなっておりますが、なかなか、徴収率からいいますと98.22%でありますけれども、額にすると大きな額になってしまいます。

○議長（阿久津則男君） 軽自動車だよ。未収は418万。

○委員長（加藤木 直君） 5億って何だ。

○税務課長（佐藤 宰君） 積み上げますと、こちらの数字ということなんですが、軽自動車ですね、登録台数につきましても、軽自動車で、令和3年度につきましては1万2,368台ということで、課税対象ということで、出させていただいているところなんですが、どうしても事業者等とか、貨物とか、そういった軽自動車ですね、若干数多く保有している業者などが、納めるのが遅れているということで、額をちょっと押し上げているのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 消費税は。

○委員長（加藤木 直君） 財務課長。

○財務課長（兩宮忠芳君） 地方消費税交付金ですが、これ確定に伴う増でありまして、消費税の1.7%相当分が、地方消費譲与税として国から県に譲与されます。県から、県の基準で算定されたものの2分の1相当額が市町村に交付されるものですので、単純に消費が増えたという形と思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 議長。

○議長（阿久津則男君） コロナで減免された分は、国のほうから固定資産税は入っているという説明でありましたので、それは分かりました。

軽自動車税ですが、418万未納になっているんですけれども、自動車なんかは、車を止

めれば、抑えればということはないんだけども、そういう方法もあるんじゃないかと思うんだよね。車、税金払わないで乗らせちゃうのも何だかなと思うんで、そういう対応を税務課でやっているのかどうか、ちょっと聞きたいんですね。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

現在のところ、車の差押えなどの対応は今やっておりません。

○議長（阿久津則男君） これは無車検。

○委員（三村孝信君） だって、車検やる場合は必ず納税証明が要だから、これで乗っているというのは無車検車になるからね。

○議長（阿久津則男君） これ全部、無車検の車なの。

○委員（三村孝信君） 未収だから。

○議長（阿久津則男君） 未収か。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えします。

無車検という、車検がまだ来ていないのがほとんどだと思うんですけども、車検の時期が来れば納税されると思うんですね。

○議長（阿久津則男君） 毎年じゃないもんな。

○委員（三村孝信君） 軽自動車で2年。

○副委員長（桜井和子君） 新車は3年。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長、軽自動車税というのは、一般的なトラクターとか、それから、そういうものを全て込みだよ。普通の軽乗用車とか、その辺走っているやつ以外の、農家なんかで持っているやつも一緒だよ。

○税務課長（佐藤 宰君） 一緒です、はい。

○委員長（加藤木 直君） それも含んで。

○税務課長（佐藤 宰君） はい。

○委員長（加藤木 直君） そうすると、この400万からの未収になっている部分の、通常の農場を走っている軽乗用車というのは何台ぐらいあるの。未収になっている部分で、農作業等以外の部分の。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

現在といいますか、今年の9月30日現在の資料ではあるんですけども、乗用の自家用車で72台、未収の台数です。貨物の営業用で1台、貨物の自家用で36台で、合計で109台が、9月30日現在で未収台数となっております。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

議長、いいですか。

○議長（阿久津則男君） じゃ、先ほどの地方消費税交付金、これは、単純に見れば、売上げが増えているということなんですね。消費税は町のほうに1.7%入っているというこ

とで、分かりました。

売上げ増えているんですね、コロナでもね。

○財務課長（雨宮忠芳君） 1.7%は国から県です。国から県にあって、県の基準で1.7%の半分というか、計算式の中の割合で半分ということ。

○議長（阿久津則男君） そうですか、分かりました。

それと、4ページの16款国庫支出金の中で、2項国庫補助金、やっぱり右端に予算現額のあれが2億6,500万減っちゃっているんですが、4ページの16款国庫支出金の中の2項国庫補助金、一番右側の端に三角の2億6,500万減っちゃっているんですが、これは何の補助が減ったのか。例えば事業ができなくて減ったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○財務課長（雨宮忠芳君） 16款の国庫補助金ですか。16款国庫支出金の。

○委員長（加藤木直君） 国庫支出金の中の国庫補助金。

○議長（阿久津則男君） 2項国庫補助金。予算に対して2億6,500万円減っちゃっているけれども、事業ができなかったのかどうか、あるいは何か理由があるんだと思うんですが。

○財務課長（雨宮忠芳君） 土木費じゃないですかね。

○議長（阿久津則男君） それは分からない。

○財務課長（雨宮忠芳君） ちょっと委員会が違うので、建設課のほうだと思うんですけども、この補助金。土木費になっちゃうと……

○議長（阿久津則男君） いや、このページでやると、教育産業だか何だかちょっと分からなかったから、土木費らしい。

○財務課長（雨宮忠芳君） はい、4,000万ぐらい減っていていますね。あと衛生費。

○委員長（加藤木直君） 2億だからな。

○議長（阿久津則男君） 2億6,500万減っちゃっているから、何か事業ができなかったのか何かなのかなと。

○委員長（加藤木直君） 多分、1か所じゃなくて複数なんですね。

○議長（阿久津則男君） これ、この欄でいうと、でも、教育産業か何か分からないよね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） その欄では分かりません。

○議長（阿久津則男君） 分からないよね。分からなければ、しょうがないでしょう。

○委員長（加藤木直君） 財務課長、そうすると、細かくは分からないかな、今すぐは。複数あるだろうから。

○財務課長（雨宮忠芳君） はい。

こっこの委員会では、民生費の中のこともあるとのことなんで。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） ただ、民生費のほうは、逆に新型コロナウイルス関係で、子育て関係の臨時特別給付金のほうが去年は入っているので、逆に増えていると思う

んですね。

○委員長（加藤木 直君） 増えているものもあるから、だから、増えたり減ったりして、合計で2億6,000万なんだろうから。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 19ページ。

○財務課長（雨宮忠芳君） 予算からいくと増えているんだよな。

○議長（阿久津則男君） いや、混ざっちゃって、分からなければいいですよ。ただ、2億6,500万が減っているから、何なのかなと思っただけです。

○委員長（加藤木 直君） これ細かくは、じゃ、すぐには分からないね。

○議長（阿久津則男君） 委員長、いいですよ。

○委員長（加藤木 直君） いいですか。

じゃ、もし大きなもので分かれれば、後で阿久津議長のほうに報告していただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 取りあえず以上です。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございませんか。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 歳入1款の町税について、こういう機会ですので、不納欠損について、ちょっと詳しく質問したいと思うんですが、町民税、固定資産税、それから軽自動車税、それぞれに不納欠損が出ていますが、この件数と、それから大きな額、それ分かったら、ちょっと教えてほしいんですよ。全員の件数の額じゃなくていいんだけど、例えば固定資産税だと、何件ぐらいの不納欠損があって、大きな額の人がいたらね。名前は言わなくていいですけども。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

大きな額の数字が、ちょっと今手元にございませんで。

○委員（三村孝信君） 件数は分かる。

○税務課長（佐藤 宰君） 件数は分かります。

○委員（三村孝信君） 件数ちょっと教えてください。

○税務課長（佐藤 宰君） 町民税につきましては55件、固定資産が277件、軽自動車税が161件、合計で493件になります。

○委員（三村孝信君） そうですか。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） そうすると、件数が分かったわけですが、例えば固定資産税の場合、1人で幾つか、何件かの、これ土地ごとでしょう、この件数というのは。

○税務課長（佐藤 宰君） 土地家屋、償却資産が入っています。

○委員（三村孝信君） ですよ。そうすると、1人で何件もあるという場合があるよね。



○税務課長（佐藤 宰君） あります。

○委員（三村孝信君） あるよね。そうですか。

じゃ、その人数と、あと、多額の未納、不納欠損を出したという、そういう人のケースだね。それをちょっと、今は分からないでしょう。

○税務課長（佐藤 宰君） 今はちょっと、お調べしますので。

○委員（三村孝信君） ちょっと調べて、報告いただければと思います。

それと、毎回これ質問に出てくると思うんですけども、不納欠損に至ったいろんな理由があると思うんですけども、代表的なものとして、こういったものが挙げられるのか、ちょっと教えていただければと思うんですよ。それぞれ3件ともですね。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） それぞれの特徴あるケースというのが、ちょっとなかなか説明が難しいんですけども。

○委員（三村孝信君） そんなに細かくなくていいです。町民税の場合、不納欠損に至るということは、それまでにかなり催促もしているんだろけれども、例えば行方が分からなくなっちゃったとか、死亡しちゃったとか、いろんなケースがあると思うんですけども、そういったのをちょっと、こういったケースがあるのか教えてください。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 滞納関係につきましては、税務課の徴収グループで対応してございます。通常、納期限を過ぎて納付がないという場合は、しかるべき期間を過ぎた後に督促状を出させていただきます。督促状でもお支払いがない場合、催告書を送りまして、役場のほうに、窓口にお越しいただけないかという形で、納税相談、どうしても納税できない方という方を窓口で相談する流れになってございます。

ただ、当然ながら、滞納がございまして、それに全く反応されていない納税者の方がいらっしゃいます。そういった方につきましては、次の段階としましては、預貯金調査、財産調査を行いまして、本人の生活するための最低限度の金額は押さえることはできませんので、それを除いた金額を、充当できるものがあれば充当する形で行っております。

ただ、実際、本当に財産がなくて、支払うものがないという方も結構いらっしゃいます。その点につきましては、強い対応を取ることがなかなか難しいものですから、なるべく声かけをして、窓口のほうにお越しいただくような、または電話等の相談していただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員（三村孝信君） いや、聞いているのは違うんだよ、それと。

不納欠損に至っているわけだろう。それは、今まで不納欠損にならないように、そういう努力をしているということでしょう、今の説明は。そうじゃなくて、不納欠損がこれだけになっているんだけれども、こういう不納欠損になったケース・バイ・ケースって、ど

ういったのがあるんだということを聞いています。

○税務課長（佐藤 宰君） 不納欠損になる場合につきましては、当然、先ほど申し上げたとおり、税金が徴収できなくなったということがまず大前提でございます。

執行処分の停止ということで、まず、段階としましては、生活が著しく困難なときに、また滞納者が所在不明の場合につきましては、滞納処分の停止をする場合がございます。ただし、停止が3年間継続した場合は、納付、納入、また納付の義務が消滅することになります。これがまず一つでございます。

もう一つにつきましては、滞納処分、執行停止をした場合、明らかに徴収できないということが分かったときですけれども、その場合は即時欠損ということで、納付義務を消滅させることができるという2点目がございます。

3点目につきましては、地方税の徴収権につきましては、行政側から、納付の期限の翌日から起算して5年間、督促などの行使、何もしなければ、5年間しなければ、時効によって消滅する、その3点で不納欠損が生じることになります。

○委員（三村孝信君） どうもありがとうございます。

となると、3番目ということは、あんまりあり得ないでしょう。これは役所の怠慢になるよね、3番目はね。そうすると、1番目、2番目ということなんだけれども、1番目だと、例えば所在不明になって3年が過ぎたら、そこで未収とか滞納ではなくて、不納欠損にしていっていいということではないんですか。そういうふうに理解して。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 執行停止の、そうですね、おっしゃったとおり、3年過ぎた場合は消滅ということになります。

○委員（三村孝信君） 分かりました。

ちょっと2番目がよく分かりづらかったんで、2番目のところ、もう一回説明してもらっていいかな、2点目と言ったやつ。

さっきの説明だと、何か催促しているんだけど支払わなくて、支払いが不可能だというのが分かったときには、すぐに不納欠損にできるというふうに説明したと思ったんだけど、それって、どういうケースがあるのかな。死んでも税金で来ますよね。

○税務課長（佐藤 宰君） はい。

○委員（三村孝信君） そうですよ。どういうときがあるのかなと思った。

○税務課長（佐藤 宰君） すみません、具体的な例、お調べしまして、お答え……

○委員（三村孝信君） あんまりそういう人いないの。2番目のケースで不納欠損を出すということは、あんまりないということかな。

○税務課長（佐藤 宰君） 即欠損というのは、なかなかないケースで。

○委員（三村孝信君） そういうのはどういうことだか、後で調べて教えてください。

そうすると、ほとんどは①のケースということですか、不納欠損というのは。

○税務課長（佐藤 宰君）　そうです、大体そうですね。

○委員（三村孝信君）　所在不明。

○税務課長（佐藤 宰君）　はい。

○委員（三村孝信君）　ただ、軽自動車なんていうのも、これ所在不明になっちゃうの。

○税務課長（佐藤 宰君）　もあります。

○委員（三村孝信君）　そうなんですか。

　ちょっと、委員長いいですか、続けて。

○委員長（加藤木 直君）　はい、三村委員。

○委員（三村孝信君）　例えば固定資産税で所在不明って、ちょっと聞きたいのは、固定資産で持ち主がいて、その例えば子供がいたり、孫がいたり、あときょうだいがいたりとか、いろいろあるじゃないですか。そういう場合でも、不納欠損にしちゃうんですか。

○委員長（加藤木 直君）　税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君）　こちらの戸籍等の情報で、他市町村、他県もそうですけれども、調査しているところなんですけれども、そこでも住所記録がない場合、追っていけないところがあるもんですから、そこが苦労しているところですね。

○委員（三村孝信君）　それであれなんだ。それで、固定資産でも277件も、そういう分からなくなっちゃっている人がいるということですか。

○税務課長（佐藤 宰君）　あとは、そうですね。どうしても相続が生じた場合、ちゃんと親族内で相続の協議をきちんとして、登記をしていただければいいんですけども、過去の物件がほとんどそうなんですけれども、やらないでそのままに、亡くなった方の所有のままで残っているのがかなりあります。それに対応、ちょっと苦労しているというところでございます。

○委員（三村孝信君）　そうですか、分かりました。負の相続ってしなくていいから、放棄されちゃうというのがあるだろうしね。分かりました。

　じゃ、不納欠損は理解しましたんで、後でいいですから、大きな額、どのくらいの額で、ちょっとその辺を調べて、後で教えてください。どうもありがとうございました。

○委員長（加藤木 直君）　片岡委員。

○決算特別委員長（片岡藏之君）　今の件に関して、税務課にちょっと聞きたいんですけども、資産税で不納欠損を出して、要するに、誰も名義人とかが見つからないということで不納欠損にしているわけですよね。

○委員長（加藤木 直君）　税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君）　不納欠損につきましては、そうですね、見つからない場合は、課税保留にしておく場合もございます。

○決算特別委員長（片岡藏之君）　じゃ、その分は、不納欠損ということの数のほうに入っているということ。

○税務課長（佐藤 宰君） 課税保留は不納欠損には入らない。

○決算特別委員長（片岡藏之君） 入らない。

不納欠損になった資産税のほうは、要するに、その物件に対して町のほうは、例えば土地であったりしたものは、町のほうで収用するとか、そういう方法というのは取れないんですか。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えします。

なかなかそこまでの強制的な執行というのが、まだこちらも実施したことがございませんので、それについては内部で、長とも協議しなきゃならない、関係機関とも協議しなきゃならないことだと思いますので。

○決算特別委員長（片岡藏之君） でも何か、その返答が何とか、納得いかないような感じがするんだよね。

○委員（三村孝信君） 今の、ちょっといいですか。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） あんまり詳しくないんで申し訳ない、所在不明で、今副議長が聞いて、課税保留という新しい言葉が出てきたんだけど、それは、所在不明になって3年間ぐらいは課税保留にしておくという意味。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） ちょっと確認させていただきます。すみません。

○委員（三村孝信君） それで、あと一点は、例えば税金で、どんどん加算されていくじゃない、延滞税で。14%ぐらいあるよね、延滞料金というの、えらい高い課税されるじゃないですか。保留とかになった場合、これはもうそこでストップさせるのかな、そういうのは。

その3年間というのは、滞納金がどんどん膨らんでいくでしょう。それは課税保留という場合は、そこでストップさせちゃうということ。

○税務課長（佐藤 宰君） いや、ストップにはならない……

○委員（三村孝信君） その課税保留という言葉がよく、私ら素人だから、ちょっとよく分からないんだけど。

○税務課長（佐藤 宰君） どうしても対象者がいないため、通知する先がないということ。先ほど、相続もそうですけれども、決まっていないので……

○委員（三村孝信君） そうすると、課税保留という言葉は、どういうふうに理解したらいいのかな。保留って、何か一定の金額で、そのまま増えないという感じがするじゃない。

例えば税金で、きちっと手続踏んでいけば、延滞料金、十何%かからないというのはなかった。ちゃんと呼出しに来ていたりとか、分割で払うとかという場合には、14%じゃなくて、それほど、それあったよね。

○税務課長（佐藤 宰君） 特例の、今、8.幾つかだと思っんですけれども……

○委員（三村孝信君） 幾つ。延滞税率って今、8.幾つなんですか。

○税務課長（佐藤 宰君） 特例の数字がそうだと……

○委員（三村孝信君） 十何%ってかからなかった。

○税務課長（佐藤 宰君） 確かに十何%という数字はありますけれども。

○委員（三村孝信君） それは、普通の延滞って、十何%以上かかっていないかな。

ちょっと、ほかの課長……

○決算特別委員長（片岡藏之君） どこも同じだよな。

○委員長（加藤木 直君） じゃ、課長、そのパーセント、ちょっと後で調べておいて。

○税務課長（佐藤 宰君） はい。

○委員（三村孝信君） 後でいいですよ。それと、だから、課税保留。

○委員長（加藤木 直君） 課税保留、どういふときと、具体的な課税保留のやり方ね。

○委員（三村孝信君） いいですよ、後で。

○委員長（加藤木 直君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） ないですか。

じゃ、なければ、ちょっといいですか、私のほうから。

先ほどから聞いていますと、収入のほうは、いろんな事業が複雑に入り混じって、プラマイして増減はあると思っんですけれども、ですから、なかなかこの場で答えられない部分もあると思っんですよ。答えられない部分については、答えられる分だけで結構ですので、答えられない分には、もし重要なものであれば、後でそのデータが欲しいということであれば、それは教えていただきたいと思っます。

ちょっと私のほうから、よろしいですか。

11ページの15款使用料及び手数料なんっんですけれども、収入未済額、使用料の中で4,800万近くありますけれども、この使用料の未済額って、中身分かりますか。何の使用料か。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません、11ページですか。

○委員長（加藤木 直君） 15款。

○財務課長（雨宮忠芳君） 16ページですね、これですと資料。これ、土木使用料なので、建設課の範囲で、団地だと思っます、大きいのは。2目の土木使用料が4,789万4,000円で、土木使用料なので団地ですね。

○委員長（加藤木 直君） 団地の土木使用料。

○財務課長（雨宮忠芳君） はい。道路使用……違うな。町営住宅団地使用料、3節4,641万9,000円。

○委員長（加藤木 直君） どういふやつ。

○財務課長（雨宮忠芳君） 団地の使用料だと思っます。家賃ですか。

- 決算特別委員長（片岡藏之君） 家賃の過年度分だ。
- 委員長（加藤木 直君） 家賃がこんなにあるんだ、入っていないのが。
- 財務課長（雨宮忠芳君） はい。
- 委員長（加藤木 直君） それとあと、次のページ、5ページの22款諸収入の中の5項で、雑入の中に不納欠損が99万ありますけれども、それと収入未済額が300万。この雑入で、不納欠損で何なんですかね、これ分かりますか。それと、収入未済額300万。
- 議長（阿久津則男君） 何ページでしたっけ。
- 委員長（加藤木 直君） 5ページの22款です。
- 議長（阿久津則男君） 細かく言うと、29ページなの。
- 委員長（加藤木 直君） この中身。
- 委員（三村孝信君） 雑入は29です。
- 健康保険課長（飯村正則君） 29ページの99万2,500……
- 財務課長（雨宮忠芳君） 300万というやつですか。
- 委員長（加藤木 直君） 300万。
- 財務課長（雨宮忠芳君） 300万は給食ですね、学校給食。
- 委員長（加藤木 直君） 学校給食費ね。不納欠損もしているんだ。
- 財務課長（雨宮忠芳君） 99万ぐらいしている。
- 委員（三村孝信君） これって、ただにする前。
- 委員長（加藤木 直君） そうですね、無料化する前のやつですね。
- 委員（三村孝信君） 完全無料化は去年。
- 財務課長（雨宮忠芳君） 過年度分なんで、16年から29年までだから……
- 委員（三村孝信君） ずっとたまっていたやつか。
- 委員長（加藤木 直君） そうすると、これ、中身聞くのには教育委員会かな。
- 財務課長（雨宮忠芳君） ですね、給食のほうへ。
- 委員長（加藤木 直君） 例えば、令和3年度はどのぐらい徴収しているのと。  
これ、徴収事務は教育委員会でやっているわけ。
- 財務課長（雨宮忠芳君） そうですね。
- 委員長（加藤木 直君） 学校給食も。  
会計課長。
- 会計課長（久保田和美君） 学校給食は今、無料化になっているので、頂いているのは教職員とか、特別な何かあったときしか、給食費、現在は頂いていないはず。
- 委員長（加藤木 直君） この過年度分の……
- 会計課長（久保田和美君） 過年度分は、本当に古い分なので、ちょっと教育委員会のほうに確認してみないと、中身はちょっと、うちのほうの委員会……
- 委員長（加藤木 直君） 徴収は教育委員会。

○会計課長（久保田和美君） 教育委員会です。

○委員長（加藤木 直君） そうすると、そこを聞かないと分からないね。例えば29年、28年とか、ずっと前のやつが残っていたものが、令和3年度にこのぐらい入っているとかというのは、雑入でもちろん入ってくるでしょうから。

そうすると、この中の不納欠損も、もちろん学校給食だから分からないよね。

○決算特別委員長（片岡藏之君） だから、年限がたつまで未済にしておいて、不納欠損で毎年少なくしてる。

○委員長（加藤木 直君） そうなっちゃうよね。

じゃ、分かりました。

歳入のほうで、ほかにございますか、何か。ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、質疑、意見等も出尽くしたところで、次に移りたいと思います。

ないようですので、ここで歳入に関する質疑のほうは終了いたします。

続いて、令和3年度の一般会計決算の歳出所管分に移りたいと思います。

それでは、一般会計の歳出所管分について、ご意見等ありましたら、お伺いいたします。ございせんか。

○委員（三村孝信君） 委員長、これ全部、どこから始めてもいいんですか。議会費からいきますか。

○委員長（加藤木 直君） ちょっと待ってね。頭から、できれば。

○委員（三村孝信君） 頭からね、議会費から。分かりました。

○委員長（加藤木 直君） ええ。もし忘れて次にいっちゃったときには、戻っても結構です。

○委員（三村孝信君） はい、分かりました。

○委員長（加藤木 直君） じゃ、1ページからいきますけれども、1ページの中で、まず議会関係、それとまち戦、財務関係で、何かございますか。

8番までで何かございますか。なければ、次の……

三村委員さん。

○委員（三村孝信君） いや、そうじゃなくて、これ決算資料の中から質問していいんでしょう。

○委員長（加藤木 直君） 結構ですよ。今、分かりやすく、決算資料の中の一覧ありますよね。それで1番から8番までということ。

○委員（三村孝信君） それの1番から8番ですか。了解しました。違うページ開いていたんで申し訳ない、すみませんでした。分かりました。なるほど、ちょっと待ってくださいね。

○委員長（加藤木 直君） このページ、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） なければ、次のページにいきます。

9番から21番まで、まち戦関係ですね、総務課まで。

三村委員さん。

○委員（三村孝信君） これはどこだろう、まち戦か。まち戦じゃない……まち戦ですね。14番なんですけど、個人番号カード交付事業というのは、これマイナンバーカード事業でいいんでしょう。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） そうです、はい。

○委員（三村孝信君） じゃ、これについて、ちょっと質問させていただきます。

実は、マイナポイントをもらえるということで、手続をしてもらって、マイナポイントをちゃんとつけてもらったんですが、昨日、片岡さんもつけてもらったんですね。

実は、マイナンバーカードを作って、そういうメリットがあるというのを、20代、30代、そういう人たちはすぐに理解できるんでしょうけれども、高齢者になると、現金給付なら非常に分かりやすいんだけど、マイナポイントをつける、しかもクレジットカードとか、あと電子マネーとして、n a n a c oとかP a y P a yとか、そういうのでつけると、非常に分かりづらいんですよ。

それで、総務省も、あんまり普及が、6割ぐらいでしたっけ、平均で。もっといかないのかな。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今日の新聞で49%と。

○委員（三村孝信君） 悪いわけですよ。

それで、延長したじゃないですか。マイナポイントも延長したし、受付をね。そういう状況で、私は町の対応は、非常によくやっていると思うんだけど、まだ実際には、どうやっていいか分からない人がたくさんいますよ。現に私の対面の議員なんか、全然分かっていないですから、いないから言うわけじゃないけれども、だから、議員でさえそうなんだから、これは一般の方が分からなくて、役場に行けばやってもらえるというのさえ分からないというのがあるんで、そういったのを、もっと広報をしっかりとってほしいなと思うんですよ。

それで、今、全国は四十何%なんだろうけれども、ここではどれぐらいの割合で進めるのかも、併せて教えていただきたいんです。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、言葉少なくて。

そういう対策については、窓口業務で、町民課のほうで対応していますんで、私のところはお金が入ってくる、出すだけなものですから、すみません、町民課のほうからお答えさせていただきます、すみません。

○委員長（加藤木 直君） 町民課長。



○町民課長（加藤孝行君） マイナンバーカードですね、まず普及率なんですけど、城里町、9月25日現在、人口に占める交付割合が41.4%、一応、県内で後ろから11番目ですね。それで、県の平均が42.9%となります。

広報のほうなんですけど、やっぱり今、結構、出張申請というか、エコスとかワクチン会場に行ってやらせてもらっているんですけど、そういうときに、やっぱり紙とか読んでも分からないもので、やっぱり直接話してが一番分かると思うんですけど、それでもやっぱりお年寄りの方だと、どうしても、カードを持っていない人もいるし、そういうところから入っちゃうんですけども、なるべくうちとしては、分かりやすい説明をしているつもりなんですけれども。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 町民課まで行けば、町民課の職員の皆さんは非常に丁寧で親切なんですよ。だから、そこへたどり着けないんだよ。そこまで行けない人がいっぱいいるんだな。

せっかく2万点、2万円だよ、それを、もったいないんだよ、せっかく来ているやつを無駄にしちゃうから。だから、なるべく、この中にはいないと思うよ。片岡さん、昨日やったからね。あと職員では、みんなやったでしょう。

高橋委員はやっていないんでしょう、理由があつて。

○委員（高橋裕子君） 理由はないんですけども、自分でやってみたんですけども、よく分からなくて。私、町でできるというのを昨日知ったんです。すみませんでした。

○委員（三村孝信君） それは、私が2人に言って気がついた、町でできるというのは。

だから、そういう声かけ、それで普及はしていくと思うんで、我々も努力しますけれども、何と、あれじゃないですか、保険証でしたっけ、あと2年後ぐらいには、保険証これにしちゃうんでしょう。

○町民課長（加藤孝行君） はい、二、三日前に出ましたよね。

○委員（三村孝信君） そうだよ。だから、普及を早めにやれるように努力してください。我々もそれは、声をかけるようにしますから。

○町民課長（加藤孝行君） 分かりました。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

片岡委員長。

○決算特別委員長（片岡藏之君） 町民課のほうでは一生懸命、マイナカードを作るのに、ワクチンの接種会場まで出向いてやっていたということで、本当に我々も、頑張っているなという感じはしているんですけども、それとあと、国のほうでもマイナンバーカード、その普及率によって、今後交付金の振り方、影響しますよというような話が、一月か二月ぐらい前に新聞に出ていたような感じもしますんで、だから、今、ワクチンの接種会場というのは、町内では1か所でやっているのかな。

○町民課長（加藤孝行君） 桂とか七会とかでやってもらっています。

○決算特別委員長（片岡藏之君） だから、そういったときにもなるべく行って、仕事をいろいろ持って大変だと思うんだけど、それでやってもらうというと、非常にあそこの待ち時間というのは、マイナンバーカードを作るには本当にいい時間なんだよね、あれね。

だから、そういった形で、ぜひとも普及してもらって、それとあと、ポイントをなるべくすぐに、窓口行ったら、本当に5分かからないぐらいでできちゃうような状況だから、ぜひともそういった形をうまく説明してやってもらえると、もっと広まるのかなというのを感じましたので、ぜひとも頑張ってもらってください。

○委員長（加藤木 直君） 確かにそうですね、片岡副議長が言うように、たくさん人が集まるようなところでそういうことをやると、やっぱりある程度効果は出てくると思うんだよね。

今回選挙もありまして、今度12月にも選挙あるけれども、そういった選挙のときなんか、5割、6割の方が来るわけなので、そういったところをうまく利用して、推進をしていくというのも一つの手かなと。

もしできるなら、そういうところに来たとき、忙しく来て、選挙して、ぱっと帰る方もいるだろうけれども、それをやってくれると特典がついて、交通安全で配っているような粗品じゃないけれども、そういったもので、言葉は悪いけれども、釣るとかという言葉だ。そういう何か特典与えて、1人でも2人でも、そういうときに、こちらから一方的に発信するだけじゃなくて、来たときにうまく、それも、ちょうどよかったとかとなるような形で、少しずつ推進していければいいんじゃないかなというふうには思うんですよね。そういうことも検討していただきたいなというふうに思いました。

ほかにございますか、このページで。

議長。

○議長（阿久津則男君） 今、マイナンバーカードの話出たんですが、ちょっと確認なんですけど、以前は、去年だと思ったんですけど、私、マイナンバー持って、印鑑証明を取りに本庁へ来たんですが、マイナンバーカードで印鑑証明、取れなかったんですよね。

○町民課長（加藤孝行君） はい、印鑑証明はカードですね。

○議長（阿久津則男君） そうなんですよ。だから、それが、私にとっては意味が分からないんですよ。

マイナンバーカードを持ってセブンイレブンへ行ったら取れたんですよ、もちろんね。だから、本庁でマイナンバーカードで印鑑証明取れないというのは、何か意味がないような気がするんですよ。それは機械がないんでしょうけれども、そういうシステムの機械がないんでしょうけれども、だから、セブンイレブンとか、そういうところにはあるんでしょうけれども、本庁にその機械がないというのは何か信じられないですよ。恐らく、マイ

ナンバーカード持って本庁に来ますよ、皆さん。

○委員長（加藤木 直君） 先に本庁だよ。それからセブンだよ。

○議長（阿久津則男君） だから、私は帰り、古内のセブンに寄って印鑑証明取りましたけれども、だからそれは、各コンビニにある機械というのかな、それを本庁にも置いておかないと、これ後で町民に怒られると思うんだよな。私だけじゃないと思うんだ。ちゃんとカードを持ってくる人もいかもしれないけれども、もうだって、マイナカード一本化にしようとしているんだから、今言ったように保険証もね。だから、これは早く対応したほうがいいなと思うんですよね。

○委員長（加藤木 直君） 課長、セブンでできて、大本の本庁でできないというのもおかしいので、その辺も検討していただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） それは要望でね。

それと、別のやつで15番と16番、まち戦でしょう。17番もそうなのかもしれないですが、まず14番の定住自立圏ですね。これで、石塚から赤塚線を水戸と城里で出しているということで、水戸が800万、城里が600万になっていますけれども、これは、この割合からいってあれですか、水戸のほうが利用者が多いということになるのかな。そういうわけではないんですか、半々になっていないということは。お願いします。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、ご質問にお答えさせていただきます。

定住自立圏の国からの交付金ということで、やっている事業だったんですけれども、基本は折半です。最終年度なものですから、前年度分がちょっとお金が、水戸のほうで負担金を取り過ぎたということで、最終精算でこうなったわけなんで、令和2年度については、一応折半で、水戸市のほうに負担金で納めていまして、令和3年度が定住自立圏の最終年度ということで、ここで精算したものですから、800万と600万ということで差がついていますが、基本折半ということで走らせてございます。

今現在も、今度、連携中枢の中でも、折半でお支払いをしています。基本折半です。

○議長（阿久津則男君） ちなみに、乗車人数が1万5,657人となっているけれども、城里とか水戸の割合って分かるんですか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、ちょっとお時間いただければ、資料はあったと思うんで、お探ししてあげします。

○議長（阿久津則男君） 意外と、赤塚から来ているというのは、やっぱり常北高校辺りの人が多いですか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい、常北高校は多いですね。

それにも増して、あと、水戸市では朝と夕方というか、小学生のスクールバスの役割も果たしているものですから、木葉下とかあの辺のですね。あの辺の小学生等の利用も多いということでございます。

○議長（阿久津則男君）　　そうですか、分かりました。

それと、今言った15番、16番、17番は、これ茨交さんなんでしょうけれども、何か金額に開きがあるような気がするんで、利用者の人数も違うんですけども、15番が600万で16番が400万、17番が2,200万となって、この開きというのは、これ大体同じあれでなっているんだろうとは思いますが、利用者は割と、そんなにも変わらないのかなと思っちゃっているんですけども、逆に16番なんかは、1万9,000人利用しているものを400万で済んじゃっているような感じなんで、この辺のバランスはしようがないものなんですか、これは。

○委員長（加藤木　直君）　　まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　このバランスといいますか、16番については、成沢線ということで、営業収入から乗車人数に係る運賃を引いた残りを、県のほうからも補助がありまして、そうした中で、町のほうの補助が400万ということになります。

同じように、フィーダーもそうなんですけど、フィーダーについては、主に七会地区から石塚まで来ている路線が主でございまして、あと幹線に接続するというようなことで、乗車人数が少なくても本数も多いと、距離数も長く走るということで、2,200万というようなことになってございます。

○議長（阿久津則男君）　　この17番は、学生も入っているんですか、これ。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　はい、ご存知のとおり、七会地区からの常北中学校へのスクールバスでございまして。すみません、スクールバスという表現はまずいですが、常北桂、七会地区から中学校へ、生徒が主に利用されていると思うんで、すみません。

○議長（阿久津則男君）　　これは、そうすると、年々増える可能性もあるんですか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　金額がですか。利用者が減れば、やはり金額のほうは若干増えてきます。あくまでも乗車数、運賃を総経費から引いて、その残りが2,200万ということなものですから、乗車人数が減る、運賃が減れば、やはり負担金は上がってきます。

○議長（阿久津則男君）　　分かりました。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　それと、先ほどの質問で、定住自立圏の石塚・赤塚線の利用の割合ということでございまして。利用実績、令和2年度で申し上げますと、水戸市が8,422人で64%、城里が4,745人ということで36%になってございます。

令和3年度につきましても、さほど割合は変わりませんが、利用人数が増えてきてまして、1万240人で65.4%、城里町が5,416人で34.6%ということで、利用人数にさほど割合的には変わりはないと思いますが、利用されている乗車人数は増えているという状況にございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君）　　分かりました。

○委員長（加藤木 直君） 議長、よろしいですか。

21番までで、何かほかにございますか。

三村委員。

○委員（三村孝信君） 21番について質問いたします。

自治振興費なんです、これちょっと確認なんです、今51区あって、420自治会とここに書いてあるんですが、1区あたりは幾ら出しているのか、また、1自治会あたり幾らなのか、それちょっと教えていただけますか。これ何課でしっけ。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ただいまの三村委員さんのご質問でございますけれども、この金額の中には、区長さんや自治会長さんの報奨が入っております。あと、ご指摘のとおり、区や自治会に対する交付金というような名目でございます。

まず、報償金のほうなんですけれども、区長さん方、年間12万円でございます。区長代理が4万円、自治会長につきましては年間2万円でございます。

交付金のほうなんです、区に当たりましては、一律1区3万円でございます。自治会でございますけれども、均等割と戸数割に分かれておりまして、均等割については1自治会当たり3,000円でございます、戸数割のほうは1戸当たり1,000円で計算して、それぞれの世帯数の分を自治会に交付しているというような状況になっております。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） どうもありがとうございます。

そうすると、区のほうは交付金のほうは3万円、これ年間。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 年でございます。

○委員（三村孝信君） 年間3万。

○総務課長（増井栄一君） はい。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） そうすると、丁寧に説明してくれて、ありがとうございます。非常によく分かりました。

そうすると、区のほうは、これは戸数割はなくて一定だと、年間3万円だと。区長は月1万とかですかね、それで12万と、そういうことで理解しました。

そこで、ちょっと尋ねたいのは、区によって、かなり戸数の多いところと少ないところが見受けられるような気がするんですよ。51区の中で、一番小さいというか、世帯数の少ない区と多い区ではどれぐらい違うのか、それをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 戸数の詳細については、ちょっと今、資料なくてお話しでき

ないんですが、勝見沢区辺りは、自治会が3つで約50世帯ぐらいだと記憶しております。ですから、かなり世帯数では、200、300は異なってくるかとは思いますが。詳細については確認いたします。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 非常に区長さんも熱心に活動して、1週間に何回も役場に来て、各課長の顔もみんな覚えて、課長のほうも名前を覚えて、そういう区長さんもいれば、ほとんど会議にも来ないというような区長さんもいるわけだね。

そういう中で、ずっと合併してから、こういう区長制度を続けてきたけれども、基本的に、ある程度見直しをしなければならぬ時期に来ているのかなという気もするんですよ。

それは、かなり大きな区で、非常に区長の負担が大変だという区もあれば、さっき言ったように小さいコンパクトな区もある。一律3万という交付金なんだけれども、区長に対する事務委託というのは結構たくさんありますよね。

だから、そういったこと考えて、ちょうど増井課長が総務課長になっている間に、そういうのをぜひちょっと、区長のそういう区の制度なんかを、よりよいものに変えていってもらいたいという希望があるんですよ。期待していますね。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 地縁といいますか、地のつながりで、これまで区を形成してきたり、自治会を形成してきた集まりで、区になっているというようなことがあるものから、区の在り方について見直す時期ということで、区割りも含めまして前向きに検討して、何とかご期待に沿うような調整も、基本となるものが構築できればと考えます。

以上でございます。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） どうもありがとうございます。前向きな答弁ありがとうございます。

金額、所要経費、2,400万近いお金を使っているんで、これも生きるかどうかというのも、区割り、区の在り方とか、非常に生きたお金になるかどうかというのがあると思うんで、ぜひ検討していただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

このページ、21番まで、ほかにもございますか。

[発言する者なし]

○委員長（加藤木 直君） なければ、私のほうからちょっとよろしいですか。

今、三村委員さんの21番の自治会の自治振興の交付金なんですけれども、これちょっとおっかぶせるようで申し訳ないんですけれども、これは基本的には、個人でもらうものと、区とか自治会に入るものがございますよね。そうしますと、自治会とか区に入るものにつ

いては、これは、その自治会の口座もしくは区の口座というふうに分けられると思うんですね、個人口座に入るものと自治会の口座に入るものと区の口座に入るもの、これ、自治会に入るものとか区に入るものが個人口座に入るものって、基本的にはないですよ、公で振り込むやつは。

総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 年度当初に、個人に払う口座と自治会に払う口座を自治会長さんから提出していただいております。実際、自治会長さんの個人名はありますが、口座のほうは異なっております。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

中には、区に入るもの、もしくは自治会に入るもの、そういうものが、中には個人の口座に入るとかというのものもあるというのを、ちょこっと耳にしたこともあるんだけど、これちゃんと担当課なりで、幾つかの担当課で振り込むのがあると思うんですよ。

だから、そういったものはちゃんと、個人なのか自治会なのか区なのかというのは、ちゃんと見ているのかな、検査。ほかの課、これ以外の課もないから、ちょっと分からないだろうけれども、その辺のところも、ちょっと公私混同しないように、総務課なり財務課のほうからも、そういうを払うときの基本的な考え方というのを、自治会のを個人に入れるとまずいじゃないですか。区のやつも個人に入れるとまずいじゃないですか。そういうのも、ちゃんと節度よくやっていただきたいなというふうには思っています。そういうのがあればね。

ほかにございませんか。

綿引委員さん。

○委員（綿引静男君） 今の件について、私もそれでやっていた時期がありますが、今、個人というか、任意団体の口座をつくるって非常に難しいんですね、金融機関で。非常にそのために、それをやるのが面倒くさいというので、個人名の口座を別につくっておいて、例えば野球同好会とか、その口座は私の名義だけれども、一応野球のほうで使っているんだというような、個人的に区分けしたりして運用している人もいます。

ですから、そこら辺を、個人の口座で自治会と個人の両方入れるんじゃないで、もしあれならもう一口座、ただ、個人の口座をまた2つつくるのも、今非常に難しいところがあるので、ですから、その辺のつくり方というか、例えば郵便局なんかは、割と任意団体つくってくれるんですが、金融機関だと、規定とかいろんなものがないとつくってくれないので、なかなか、ソフトボール同好会あたりだと、つくりづらいんですね。

○委員長（加藤木 直君） 規約とかが必要だよな。

○委員（綿引静男君） そうなんですね。ですから、その辺もあるんで、その辺をうまく、そういう方に指導なりしていただければよろしいかなと思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 口座を提出していただくときには確認しますとともに、ただいま綿引委員からありましたように、口座の作成に関しても、ある程度のアドバイス等ができるように、こちらのほうも確認を進めていきたいと思えます。

あと、先ほど三村委員さんからありました、区によってのばらつきがあるというような戸数の件ですけれども、多いところで150戸ありまして、少ないところで、今ちょっと自治会の解散等もあって、大変失礼しました、17戸というのが正しい数字でございました。訂正させていただければと思えます。

以上です。

○委員（三村孝信君） ちょっと、それで質問していい。途中にならない、大丈夫。

○委員長（加藤木 直君） 大丈夫です。

○委員（三村孝信君） ちょっと参考までに聞きたいのは、自治会をつくるのには、何戸からつくれるんでしたっけ。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ちょっと、この辺も確認させていただきたいんですが、5戸ぐらいを目安というようなことで記憶しております。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 正確な数字は後で結構ですけれども、そうすると、17戸という区は自治会に近いくらいの区じゃないですか、これ。

だから、私、交付金がというあれで、例えば150戸あって3万、片方は17戸で3万でしょう。それで、区長手当も、どっちの区長も12万でしょう。かなりこれ、違うんじゃないかなという気がするんだよね。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 17戸の区に関しましては、現在、2つの自治会が1つの区をつくっているということになっているところなんです、おっしゃるとおり、戸数にすると同じ金額の報償というようなことになります。

これが自治会の運営費の交付金のように、均等割プラス戸数割、こういった形が取れるかどうか、今後考えさせていただければと思えます、区長会、役員会などでも協議してまいりたいと思えます。

申し訳ございません、自治会のほうは3戸から設置が可能というようなことで、訂正させていただきます。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） どうもありがとうございます。

自治会のほうは3戸で、区のほうは何戸でもできるということなのと理解していいの。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。



○総務課長（増井栄一君） 区のほうは、その区域、地縁のつながりの中でありますので、今のところ、1つの自治会が1つの区というところはありませんが、結果的に今の状況でいうと、もともとあった区の中の自治会が解散して、区の中の自治会が少なくなったというような傾向が多いということに……

○委員（三村孝信君） 傾向が多いって、この場合、最初は大きかったんだけど、だんだん自治会が減ってきちゃって、残ったのが2個だということ。

○総務課長（増井栄一君） はい。

○委員（三村孝信君） どうもありがとうございます。

ちなみに、これは何と区なんですか。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 2つの自治会に関しては、那珂西1区でございます。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） そうすると、もうちょっと聞きたいのは、17戸でしょう。その次にちっちゃうのって何戸。小さいのをベスト3ぐらい教えて。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ちょっとお時間を頂戴して申し訳ございません。

○委員（三村孝信君） 大丈夫ですよ。みんな期待していますから。

○総務課長（増井栄一君） まず勝見沢区が、50ほどと言ったんですが、ただいま、大変失礼しました。戸数は35になっています。そのほかですと、石塚4区で38という戸数がございます。

○委員（三村孝信君） どうもありがとうございます。

各委員さんもいらっしゃるんで、いい機会だと思うんですが、やはり区の再編というのが必要ですよ。こういった数字からも、ぜひそういうのを考えていただければと思いますが、まだ何かあるの。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） おっしゃるように、戸数に合わせた区域の見直しというものは、今後、区長会等でも協議をさせていただいて、検討させていただければと思います。

以上です。

○委員（三村孝信君） ありがとうございます。

○委員長（加藤木 直君） 阿久津議長。

○議長（阿久津則男君） すみません、その件に関して、要望というか対策、自治会の解散の対策って何か、もちろん考えているでしょうけれども、ありますか。

これ、あんまり簡単に認めていっちゃうと、本当に、自治会抜けちゃったほうが、変な話得なんですよ。税金も滞納したほうが得なような時代になっちゃっているんで、本当に何かしら、町長は何か、自治会に補助金を出すような話もちょっとしていたような、挨

撻でしていましたが、総務課としては何か対応考えているのであれば、ちょっとお聞きしたいなと思ったんです。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ただいまの議長のご質問ですけれども、実際に自治会が任意団体ということで、特に現状では総務課でも、解散したいということに関しては、できれば協力をお願いする関係で、何とか再検討をというふうなお話はするんですが、効果がないといいますか、有効な手段がないというところが実情でございまして、お願いしているようなことに限っているものですから、今後、町長の公約の中でも、交付金のアップは考えるというふうなことなんですが、もっと地域で交流をするための資金となるような交付金の検討とか、何かもっと前向きに自治会活動ができるような方法を今後考えてまいりたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 議長。

○議長（阿久津則男君） 何とか止めていただきたいんですよ。結局、自治会解散したり自治会抜けちゃったりすると、赤い羽の募金とか、歳末たすけあいの募金とか、そういうのを払わなくて済んじゃう時代なんですよ、今ね。

ですから、自治会に入っている人だけが払っているような形になっちゃっているんで、その辺もだんだん知れ渡ってくると、自治会、私の田舎のほうでも、やっぱり自治会を抜けるというふうな人がぼちぼち出てきていますから、本当に真剣に考えないと、本当に社協のほうだって、いろんな面で困ると思うんですよ。

だから、歳末たすけあいでも赤い羽根でも、自治会として全額払えるような形に持ってってもらわないと、一人一人募金取るとなると、抜けるという人がだんだん、特に年寄り夫婦なんかはなっていっちゃうんで、本当に対策を早く考えていただきたいと。1回解散しちゃったら、なかなか立ち上がらないと思うので、その前に止めていただきたいと思います。要望として、お願いします。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 議長言うように、本当に、みんな自治会やめたり、区をやめたりということで、だんだんそういうのが、そういう風潮が、ほかの市町村でもそういうものが、だんだんそういうふうになってきているというふう聞いていますので、町のほうでもそういうもの、今の現状をできるだけ継続していけるような形で、指導というんですかね、そういったものもしていただきたいなと思います。

それと、口座の分については、年度当初に口座報告してもらおうようになると思うんですけれども、そういうときによく指導していただいて、適正な振込の在り方というのをしていただきたいと思います。

ここでちょっとトイレ休憩したいと思うんですけれども、ちょっと中途半端だな。5分ほどよろしいですか。

それと、鯉淵議員さん到着しておりますので。

午前 11 時 32 分休憩

---

午前 11 時 38 分開議

○委員長（加藤木 直君） 午前中、ちょっと時間もないので、ちょっとスピードを上げていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、22番から32番までの中で、何かございますか。町民課とまちづくり戦略かな。この中で何かございませんか。

議長。

○議長（阿久津則男君） 30番のふるさと応援基金事業ですか、これ見ますと、細かく書いてあったんで見たんですが、寄附金額が450万ですね。それで、返礼品が160万の手数料が80万で、240万出ているということで、全体的には寄附金額450万のうちの50%か53%ぐらいの支出になっているんですが、これは、城里はそうなんですけれども、境町とかそういうところは、実際の、例えば1万円の寄附があって、どのくらい返しているんでしょうね。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 基本的に3割以内ということなので、返礼品は変わりません。経費のほうも、さとふるとか、そういうサイトを使っていますので、それほど経費のほうも、割合的には変わらないというふうに思います。

そうした中で、余計な話になりますけれども、最近町長のほうから、何とか上げろというお話がありまして、毎週のように報告、報告ということで会議のほうを開いていまして、本年度当初40品目ぐらいだったんですけども、今月末ぐらいには返礼品の品目のほうも80品目ぐらいになるということで、一応、品目を増やすということで努力はしております。

○議長（阿久津則男君） そうすると、うちのほうは、やっぱりさとふるなの。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） うちのほうは、大手サイト、さとふると、ふるさとチョイスと、もう一点、3つのサイトを使って行っております。すみません、サイトについては、ちょっと待ってください、後で……

○議長（阿久津則男君） ちなみに、そっちのほうのお金って、どのくらいかかるものなんですか。契約するときって。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 契約は、たしか手数的には、十数%だと思ったんですけども。

○議長（阿久津則男君） 売上げのじゃなくて。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） そうです、寄附額の。

さとふるとふるさとチョイスと楽天ですね。この3つになっています。

○議長（阿久津則男君） どれ聞いても、名前通っていますもんね。

全体的に、そうすると、境町みたいなところも、50%ちょっとしか返していないというか、かかっていないんですね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい、そのように認識はしてございます。

○議長（阿久津則男君） そうすると、あとは、問題は内容なんですね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい。あとは、幾ら集めるかの話になってきますので、城里町の場合は極端に、四百何万、500万程度なもんですから、2位との差も、2位のほうも頑張りまして、最近2億円ぐらい集めていますんで、うちのほうも何とか集めたいというふうには考えてございますが、集める手法としましては、市町村が主体となってやっても、市町村といいますか課ですね、課が窓口となってやっても、なかなか返礼品の数とか、そういうもの増えません。

ほかのところを見ますと、例えば公社とか、道の駅に全部任せるとか、そういう形で運営をしているところがほとんどなものですから、なかなか町単独で、担当者がその辺回ってやっていくというものでは、なかなか増えないというふうには認識はしておるんですけども、なかなかその辺が、ちょっと町長も考えてもらえないというのが実情でございます。

○議長（阿久津則男君） どちらにしても、50億とか60億集めているところは、専門職が何人かついているでしょうからね。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、たしか有志だったんですけども、やはり市長のほうから、金額を上げろということで、やはり外の外郭団体ですか、例えば町でいえば開発公社とか、そういうところに人数を配置して、そこで行うことによって金額が上がったというような事例もございますので、やはり、ある程度自由が利く、足回りが早いといいますか、そういうところであれば、もっと品目も増えますし、あれなんですけれども、何分城里の場合は、返礼品となる商品が少ないというのが一番の問題かと思えます。

そうした中で、県のほうでも共通返礼品ということで、お米ですとか海産物なんかも共通で、どこの市町村でもやってもいいよというようなことがありまして、去年からですね。そうした中で、町のほうでも、北茨城のほうのシラスとか、そちらのほうにも、アンコウ鍋とかアンコウ鍋の具ですね、そういうものをお願いしに行ったところでございます。

○議長（阿久津則男君） 確かに、魅力ある商品を探す、つくるというのは大変ですよ。どちらにしましても、努力願いたいと思います。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 片岡副議長。

○決算特別委員長（片岡藏之君） その返礼品について、私ら農家なものですから、今町で一番推している和牛、豚、そういったものというのは、当然、町内に肉屋さん、1軒

とかそこら辺しかないと思うんですけども、そこを通さないで返礼品に使える方法というのはできないんですか。農家個人が出せるとか。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今現在、そういうことで、町のほうでも和牛、豚については、地元の肉屋さんを通して行っているところでございまして、それが食肉公社ですとか、そういうところがやっていただけるのであれば、その辺も可能であるかなというふうには考えますので、その辺のところも、県のほうのブランドですか、牛の取扱いについては、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○決算特別委員長（片岡藏之君） 個人が出したものだったら、別に県の公社を経由したって、別にそんな構わないわけですよ。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、ちょっと販路のほうは、未熟なものですから、あれなんですけれども、やはり精肉でございまして、ある程度検査を受けたものであるとか、個人が精肉を出すというのは、ちょっとなかなか難しいかなというふうには思います。冷凍ですとか真空パックとか、そういうのがありまして、やはりそういうのは、仕入れて業者がというのが一番安心で安全かなというふうには考えてはおりますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

卵等であれば、それは個人の養鶏場で可能ではあるとは思いますが、肉をさばいての話になりますので、その辺のところはちょっと検討させていただきたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 副議長、いいですか。

それでは、ちょっと中途半端になっちゃうので、午前中ここで終わりにして、次、午後はこのページからまた入りますので、取りあえずここで午前中は終わりにします。

午前 11時47分休憩

---

午後 0時56分開議

○委員長（加藤木 直君） それでは令和3年度一般会計の歳出について行いたいと思います。

それでは、3年度決算資料の22から32までの3ページですね。ここの部分で、何かご質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） なければ、ちょっと私のほうからよろしいでしょうか。

○総務課長（増井栄一君） 委員長、その前に発言、午前中の訂正を許可お願いしたいんですが、よろしいですか。

○委員長（加藤木 直君） すみません。

総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 申し訳ございません、午前中の事業報告書のナンバー21の自治振興交付金事業の件でございます。

三村委員さんのほうから、世帯数の少ない区のご質疑いただいたところだったんですが、那珂西区の後、勝見沢区という返答をしたところ、慌てており計算が間違っており、申し訳ございません。2番目に、岩船区が24世帯ということでございました。令和4年5月現在ですが、那珂西区、岩船区、勝見沢区というような順になります。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員さん、よろしいですか。

○委員（三村孝信君） はい。

○委員長（加藤木 直君） 財務課長。

○財務課長（雨宮忠芳君） 引き続きまして、同じもので、午前中の中で歳入の中で、4ページの国庫支出金、2項の国庫補助金の中で、予算現額と収入済額との比較というので2億7,200万というのがあるんですが、その内訳としまして、分かりましたので、報告いたします。

コロナ交付金の歳入が1億円、3年度で予定していたんですが、国のほうの事務処理、国の予算の繰越分等の関係によりまして、2年度に振り込まれてしまったと。5月20日の振込だったんですが、2年度で受け付けたということで、1億円がこの分減額になっております。

それと、6月の議会に報告しました3年度の繰越調書の中で5,400万円と、継続費のストックヤード分の3,000万を繰越事業としましたので、その分が繰り越されております。なので、今年度の決算としては減額と、収入がなかったということで繰越しになります。

残りは福祉こども課所管分ですので、福祉こども課のほうからお願いします。

○委員長（加藤木 直君） 山崎課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 同じ款の国庫補助金の民生費国庫補助金の中の、節でございますと児童福祉費補助金になりますが、こちらにつきましては、今年の1月4日に専決処分を行いました住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、こちらのほうを予算承認していただきまして、当初2,300名ほどの分で予算を見込んだんですが、こちらの申請期間が9月30日までありまして、3月末までは今回決算したんですけれども、残りの9月30日までの分につきましては、また改めて令和4年度に予算のほうを計上しておりますので、実際には3年度予算のほうは、そのまま減額せずに流れたというものになります。よろしいですか。そういう形になるんですけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（加藤木 直君） 税務課長。

○税務課長（佐藤 宰君） 午前中、三村委員さんからご質問があった件でお答えいたします。

不納欠損の件数に対しての、まず人数なんですけれども、固定資産税が277件に対しま

して144人、軽自動車税が161件に対しまして50人、住民税についてが55件に対しまして34人でございます。

不納欠損の最高額につきましては、固定資産税が約380万、軽自動車税が約55万、住民税が約96万……失礼しました。普通徴収の方が約96万、住民税の特別徴収が約17万でございます。

もう一点、即時不納欠損の理由ということでご質問があった件でございます。

こちらのケースにつきましては、納税者の方が財産がなく、生活保護の方、あとは高齢者や障害者の方で、今後就労、働く見込みがなく、収入が見込まれない方を指します。令和3年度について実績はございません。ここ数年も実績はございません。

あともう一点、課税保留につきましては、課税を一時的に保留する内容でございます、相続放棄や相続人がいないなどの理由で、所有者が不明な場合でございます。納税義務者を特定できない場合でございます、納税通知書を送付しないで課税を保留するということであります。保留でございますので、課税をしないこととなりますので、欠損することはありません。

以上でございます。

○委員長（加藤木 直君） 今までの追加の説明の中で、何か再度お聞きになられる方はおりますか。何かありますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 大丈夫ですか。

税務の軽自動車の最高額が55万というのがあったよね。それは1個で。

○税務課長（佐藤 宰君） そうです、はい。

○委員長（加藤木 直君） それは毎年積み重なっているの、それとも1年で55万なの。

○税務課長（佐藤 宰君） そうですね、過去……

○委員長（加藤木 直君） 何年か分が積み重なった分。

○税務課長（佐藤 宰君） そうですね、はい。

○委員長（加藤木 直君） 55万というと、結構あれだよ、軽自動車で55万といたら。それは台数も多いだろうから……

○税務課長（佐藤 宰君） 台数が1台ではない。複数、2桁の台数です。

○委員長（加藤木 直君） そうだよ。そうすると、事業やっている方とか、そういうことになってしまいますよね。

○決算特別委員長（片岡藏之君） 自動車屋さん。

○委員長（加藤木 直君） そういうことですか。はい、分かりました。

じゃ、進めます。

それでは、3ページについてなんですけれども、3ページで、質問はないようですので、私のほうから1点よろしいですか。

24番の高齢者運転免許自主返納支援事業74万4,000円、所要経費。これは62件で、1件、割り返すと1万2,000円ということなんですけれども、もう既にこの所要経費というのは、これ町民課だよ。これ払っているということ、74万4,000円。

町民課長。

○町民課長（加藤孝行君）　そうです。免許証を返納した人に対して……

○委員長（加藤木直君）　利用券配っているよね。

○町民課長（加藤孝行君）　そうです。シルバーのデマンドタクシー分1万2,000円と、いばっぴ1万2,000円、選べるんですけれども、6,000円ずつというのもできるんですけれども、それを券にして、お一人ずつ配っています。

○委員長（加藤木直君）　1万2,000円分配っているということだね。

○町民課長（加藤孝行君）　はい。

○委員長（加藤木直君）　そうしますと、まだ使っていないのに、お金はもう、そのデマンドにお金は払っちゃうんだ。

○町民課長（加藤孝行君）　そうです。そして、デマンドの場合は、300円のクーポン券つづりをお客……

○委員長（加藤木直君）　からもらうと。

○町民課長（加藤孝行君）　はい、高齢者に渡してもらうと。

○委員長（加藤木直君）　これ、利用券を高齢者がもらうでしょう。そうしたら、その券を、300円つづりの券がずっとあるわけ。

○町民課長（加藤孝行君）　そうです、1万2,000円分。

○委員長（加藤木直君）　そうすると、乗ったときに300円のやつをやるんでしょう。

○町民課長（加藤孝行君）　そうです。

○委員長（加藤木直君）　そうすると、それ、乗らない人もいるよね、もらっても。

○町民課長（加藤孝行君）　はい、中には多分いると思います。

○委員長（加藤木直君）　いや、全部使い切れないという人いるじゃない。そうすると、そのお金の流れって、自主返納した人に1万2,000円分の券をやって、お金はデマンドに1万2,000円払っちゃったらずいじゃないの。違うくない、そのお金の流れ。

だって、それ、ずっとたんすの中に眠っている人もいるじゃん。そうしたら、その使わなかった分は返してくれるの、町のほうに、デマンドのほうから。

○町民課長（加藤孝行君）　いや、町のほうにはないと思います。ないですね。

○委員長（加藤木直君）　でしょう。町のほうにも返さない、当然利用者にもそのお金はいかない。そうすると、デマンドにそのお金があるわけでしょう、ずっと。そういうことだよ。

何で1万2,000円払っちゃうのかと思っているの。というのは、利用した人が利用券を使って、これだけの利用券を使いましたよと町民課にデマンドが持ってきて、それに対し



て、枚数掛ける300円を払うのかなと俺は思っていたの。これ、でもぴったりだから、これは払っているよな、全部と思ったのね。そのやり方おかしいでしょう。

だって、たんすに寝ていて、使わない人いるんじゃないの。全部は使い切れないよね、多分。

○町民課長（加藤孝行君） 実際そういう人はいる……

○委員長（加藤木 直君） いや、いると思うよ。そうすると、仕事していない、いわゆる乗っていないのにお金もらっているわけだから、これ違うんじゃないの、そのお金の流れって。利用した券を持ってきて、それに対してお金払うんじゃないの。不思議に思わない、これ。ぴったり1万2,000円だから、しかも何十万幾らを全部払っているというの、何でかなと思ったんだよね。

このシステムがちょっとよく分からない。分からないというより、おかしいと思う。これ検討してくださいよ。だって、おかしいでしょう。

おかしいよね、財務課長ね。

○財務課長（雨宮忠芳君） バスなんかの回数券なんか買う場合は、普通、全部払ってもらうんですよ。それと同じ考えなのかとは思うんですが、町の中のああい関係だと、多少そういう考えも、加藤木委員さんの言う考えもあるとは思いますが。

○委員長（加藤木 直君） これ、有効期限あるの。

○町民課長（加藤孝行君） いや、ないと思います。

○委員長（加藤木 直君） でも、ずっと使わないで置いて、中には亡くなられる方もいるだろうし、とうとう使わないという人もいるだろうし、どうなんでしょうね、これね。

じゃ、もう全額……

○財務課長（雨宮忠芳君） 周りの市町村も調べてみて、検討してみます。

○委員長（加藤木 直君） いや、ほかでやっていたって、やっていなくたって、駄目なものは駄目なんだよ。ほかでやっているからいいということじゃないからね。

だって、利用していないのにお金払うということでしょう。そうだよな。そんないいことないじゃない。これ、ちょっと検討してください。

それから、26番、七会町民センターの管理運営事業なんですけれども、これ指定管理でしたね。ごめんなさい。これはまた後で。

28番かな、七会町民センターの法面修繕、それと有害鳥獣の対策事業ということで、法面のコンクリートの吹きつけ、課長、やっていると思うんですけれども、吹きつけなんかよりも、これ電柵も回しているよね。それだったら、フェンスのほうがいいんじゃないかなと思うんです。法面の吹きつけよりもフェンスで防護しちゃったほうが、周りはある程度ごちゃごちゃ掘られたりはするだろうけれども、フェンスのほうがいいんじゃないかなという気はしているんですけれども、どうですかね。やっちゃっているからしょうがない。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） その辺のところも、やるときにはちょっと検討は

させていただいたんですね。

法面については、イノシシがどうしてもあれなんで、急遽法面のほうは吹きつけて修繕はしたんですが、外周をフェンスでということも考えたのは考えたんですね。あとは、ちょっと費用もたくさんかかるということもあって、外からのものについては電気柵で、ちょっと様子を見たいというのが本音のところだったんですけれども、議員さんおっしゃるように、もう少しお金をかけてフェンスにすれば、確かにイノシシは、そういう鳥獣被害はないと思うんですけれども、急遽、法面も結構きつく切ってあって、岩の法面だったものですから、急遽法面は、コンクリートの吹きつけということでやらせていただきました。

○委員長（加藤木 直君） これ電柵だと、法面やっていけば草が生えないのかな、草は。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 草のほうもやはり生えてきますんで、その部分については、草刈りのほうで対応はしているんですけれども。

○委員長（加藤木 直君） 電柵、やっぱり草がかかっていると放電しちゃうから、効き悪いじゃない。だから、フェンスのほうがいいんじゃないかなという気はするんですけどもね。分かりました。

じゃ、次のページにいきます。

4 ページの33番から43番までで何かございますか。各委員さん、お願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） じゃ、ちょっとよろしいですか。

39番の旧老人福祉センターの除草事業、除草作業ですね。これ、委託料ということなんですけれども、そうしますと、旧やまゆり荘と桂の老人福祉センター、それと七会の高田荘、各、年に2回ずつ行われているということなんですけれども、これ大体、各2回ということは6件で、そうすると百二、三十万近いので、二六、十二で、1回20万、大体平均すると。

○長寿応援課長（稲川弘美君） はい。

○委員長（加藤木 直君） この委託料というのは、委託先はどこなんですか。

長寿課長。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 委託先は森林組合になります。

○委員長（加藤木 直君） これ、3か所ともそうですか。

○長寿応援課長（稲川弘美君） そうです。

○委員長（加藤木 直君） そうすると、どちらも年2回は行われているということで。

○長寿応援課長（稲川弘美君） はい。

○委員長（加藤木 直君） そうですか。森林組合ね。

○長寿応援課長（稲川弘美君） はい。

○委員長（加藤木 直君） 了解しました。分かりました。  
ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） なければ、次のページにいきます。  
5 ページなんですけれども、44番から54番までで何かございますか。  
桜井委員さん。

○副委員長（桜井和子君） 47番なんですけど、75歳以上の独り暮らし高齢者に乳製品を配達し、安否の確認及びとあるんですが、ここ登録者243人となっていますが、これ75歳以上全員なんのでしょうか。それとも登録者数、全員とすれば何人ぐらいになりますか、町で。

○委員長（加藤木 直君） 長寿応援課長。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 桜井委員の質問にお答えいたします。

75歳以上の独り暮らしの方ではなく、こちらの人数は、愛の定期便をご利用いただいている方の人数となります。今現在、令和3年度の数値なんですけど、長寿応援課で把握している独り暮らしの高齢者数は、合計で449名おります。

○委員長（加藤木 直君） 桜井委員。

○副委員長（桜井和子君） 449名のうち、登録されている方が243名ということですね。

○長寿応援課長（稲川弘美君） はい、そうなります。

○副委員長（桜井和子君） それで、登録するという事は、自分で登録するのか、それとも民生委員さんとかを通じて。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 登録は、ご家族の方、あと、民生委員さんの方がお家のほうで聞き取りして、持参して申し込んでくださる場合もあります。

○副委員長（桜井和子君） そうなんです。はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。  
ございますか。

それでは、46番なんですけれども、これは緊急通報システム整備事業なんですけれども、237台、各地区、明細に載っていますけれども、これについては、1台、割り返すと2万3,000円ぐらいになると思うんですけども、これは1年間でだと思っるので、延べ台数、今まで合計でどのくらいの台数が設置されているのか分かりますか。

○委員長（加藤木 直君） 課長。

○長寿応援課長（稲川弘美君） すみません、延べの台数は、ちょっと今把握しておりませんので、後でご報告したいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

それから、年間の、何百軒かに設置されていると思うんですけども、これの年間の維持経費なんかはかかるんですかね。ほとんど設置したらば、そのままかな。どうでしょう

か。

○委員長（加藤木 直君） 長寿課長。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 維持管理というか、そうですね。電話がつながらないとか通報の信号が来ない場合は、委託業者のほうから町のほうに連絡が来まして、町のほうからご本人宅とか親族にご連絡して、確認を取ったりしておりますので、そういう維持管理というか、そういうのもしております。

○委員長（加藤木 直君） 委託業者がいるんだね。

○長寿応援課長（稲川弘美君） はい、そうです。

○委員長（加藤木 直君） そうなると、ちょっと経費かかるんだな。分かりました。

それと、後で延べ台数、分かりましたら教えてください。

それと、48番なんですけれども、配食サービス事業が400万近くなんですけれども、登録者が159名ということで、大体年間で8,000食ぐらいは、多分作っていると思うんですけれども、そうすると、1食500円前後にはなっていると思うんだよね。多分なっていますよね、そのくらいに。

そうすると、1食500円というと、利用者からは多分200円もらっていると思うんですね。1食500円といたら、何か業者さんをお願いして作っちゃったほうが、500円で買えますよね、大体。ボランティアさん使ってやるより、そっちのほうがいいのかななんて思っちゃうんですけれども、どうなんでしょうか。500円ぐらいかかっていますよね、たしか。

長寿課長。

○長寿応援課長（稲川弘美君） そうですね、確かに個人負担は200円頂いておりますが、それ以外に大体500円程度かかっております。

容器代も含めての金額となっておりますので、あとは、ボランティアさんの数も減っておりますので、確かに常北地区、桂地区は、業者さんというか、お弁当を作ってくださいとちょっと依頼をして、お弁当を作らせていただいております。七会地区は、ボランティアさんがまだおられるので、ボランティアさんが作ってくださっています。

○委員長（加藤木 直君） ボランティアとかの意識づけをするためには、ツーパーで、500円の弁当を業者さんから買ってきて配るよりは、そういう部分ではいいのかなという気もするけれども、どうなんでしょうね。

配達する人も、そこで作る方も、だんだん高齢化してきた中で、やはりできなくなってきている部分もあると思うんですよ。私なんかも、配食サービスのボランティアやっているんですけれども、たまに仕事とか何かで行けないときもあって、社協の方にご迷惑かけているときもあるんですけれども、代理でやってもらって。そういうのを考えると、これから先、高齢化していくと、金額的にも500円だったら、買ってやったほうがいいのかなんて。だから、そういうのも、徐々にいろいろ考えていただいたほうがいいと思うんです。

以上です。

ほかにございますか。

桜井委員さん。

○副委員長（桜井和子君） 53番なんですけれども、訪問入浴サービスを利用している方の人数をちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長（加藤木 直君） 山崎課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 53番、地域生活支援事業の中の訪問入浴サービスの、こちら、36番も関わっておりますが、利用者さんにつきましては月利用者で2名で、延べ利用回数が32回となっております。

以上です。

○副委員長（桜井和子君） 分かりました。じゃ、月にすると……

○福祉こども課長（山崎栄一君） 延べ利用回数は32回なので、大体2回から3回ですかね。

一応、事業所2か所ありまして、一事業所は利用がありません。

○副委員長（桜井和子君） そうなんです。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） なければ、次のページにいきます。

6ページ、55番から66番までで何かございますか。

ないですか。ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） じゃ、私からよろしいですか。

65番、石塚開放学級整備事業ということで、備考の中に工事管理、それから工事請負、備品購入ということで載っていますけれども、ここでいう工事請負費と備品購入は分かるんですけども、この支出科目の委託料って何になるんですか。

こども課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 65番、石塚開放学級設備事業の中の委託料、工事管理が委託料になります。

○委員長（加藤木 直君） そうですか。

そうしますと、ここに、新築が4,500万で、解体で363万あるんですけども、この解体の363万で、たしか石塚開放って、工事現場のプレハブは、三村委員さんの前のほうにあったあれだよ、そうだよ。

○委員（三村孝信君） そうでございます。

○委員長（加藤木 直君） これを解体する金額が360だと、あのプレハブを。

あのプレハブ、あれ、解体するより買ったほうが安いよ。

○委員（三村孝信君） 売っているよね、ロードサイドでね。

○委員長（加藤木 直君） 売っていますよ、四、五十万で。

これ、課長さん、あれですか、これは安いんですか、高いんですか。

こども課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） こちらの旧石塚開放学級の解体工事につきましては、入札を行いまして、当初入札の金額のほうが、少々お待ちください、税込みで429万で落札がありまして、最終的に変更がありまして、逆に66万減額になりまして、363万になります。入札を行った結果ですので。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） もっと安くできるんじゃないですか。もらって行く人がいたら、もらっていってもらったほうがいいですよ。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 今の委員長さんの発言にもありますが、その中にあった実はエアコンとか、まだ新しかったものですから、エアコンについては外して、別な施設に取付けを行っております。それ以外の使えるものは、新しい開放学級に移して、使えないものは廃棄したという形になります。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 多分、個人だったらお願いしないだろうけれどもね、個人でやる分には。分かりました。

このページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） じゃ、次のページにいきます。

7ページの67番から78番まで、ございますか。ございませんか。

7ページ、ございませんか。

○委員（三村孝信君） いいですか。これちょっと確認なんですけれども、77番をちょっと見てください。

77番の子ども・子育て支援事業の補助事業なんですけど、3園に対して補助を出しているんですけど、延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等なんですけど、園によって大分金額にばらつきがありますよね。この理由というのは、ちょっとお話ししたいんですよ。

○委員長（加藤木 直君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 77番、子ども・子育て支援事業費補助事業でございまして、こちらにつきましては、園によって、要は延長保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、また病児保育様々いろんな事業がありますけれども、この事業をやっているかやっていないかで補助金に差がございまして。その結果が一応、ここに書いてある民間保育園のそれぞれの内訳になるんですけれども。

○委員（三村孝信君）　じゃ、例えば1番の①の常北保育園だったらば、延長保育とか、こういった事業を積極的にやっているというふうに理解すればいいんだね。なるほどね。

そうすると、逆に言うと、みどりこども園はあまりやっていないということ。それと、生徒の数とか何かは、あんまりばらつきはないはずだもんね。そうだよね。

○福祉こども課長（山崎栄一君）　先生の数なんかも関係してきますので、確かに数字だけ見ますと、そういうふうに見られてしまうかなという懸念はありますけれども。

○委員（三村孝信君）　いいでしょう、ぼやっとしているけれども、了解。

○委員長（加藤木直君）　三村委員、よろしいですか。

○委員（三村孝信君）　いいです。

○委員長（加藤木直君）　ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木直君）　じゃ、私からよろしいですか。

67番、これは常北小の児童クラブ整備事業3,900万、これ、青山の小学校のことですよ、これね。これは3,900万ということで、全て込みで、備品購入まで入れて3,900万ということ、あそこ、そんなにかかっているんだ。

ここ、今、工事のほうはあれなんだけれども、現在何名ですか、児童。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君）　大変お待たせいたしました。

一応、10月現在の登録人数につきましては、常北小児童クラブと6名になってございます。

○委員長（加藤木直君）　それは、登録されている方が6名ということで、毎日6名ではなくて、そうですよね。常時4名とか3名とかだと思っただけけれども、4,000万からのものですので、近年は少子化ということもあって、それで学校を統合していくというのは、もう目と鼻の先、何年か後には多分、今ある小学を2つにするとか1つにするとかという話は絶対出てくると思うんですよ。

そういった中で、登録数が6名ということなんですけれども、もうちょっと同じお金かけるにしても、もっともっと有意義な方向で、将来これ、あと例えば3年、5年で、必ず統合の話は出てくると思うんですよ。そういったときに、本当にこれ、必要なのかなというふうには思います。

それとあと、例えばそのぐらいの人数であれば、みどりさんなり、もしくはほかのところに送り迎えしてもいいのかなと。迎えに来てくれるでしょうから。そういったことも考えてほしかったなというふうに、これは議会の議決を経てやったやつなので、課長に言ってもしょうがないんだけれども、そういうことも考えるとちょっと、跡を何かに使うにしても、なかなかやっぱり、これといったものもないと思うので、こういったことも、今後あらゆる事業についても、こういったこともちょっと考えながら、私、議員の一員なんで

すけれども、そういうことも考えながら、仕事していきたいなというふうには考えております。

それと、68番なんですけれども、おひさま学童クラブの整備事業ということで、これは委託料になっていますけれども、委託料というと、これは工事管理、委託料って。

○福祉こども課長（山崎栄一君） 68番のおひさま学童クラブ整備事業につきましては、こちら、ここの成果書にありますように、おひさま学童クラブ整備と併せて、あと旧常北幼稚園遊戯室の解体の、そちらの設計業務の費用でございます。

○委員長（加藤木 直君） そうすると、遊戯室の解体の設計ということと、それと69番の解体事業というのは、これは、この2つで1事業のような気がするんですけども、設計と解体ということで。これ、どうしてばらしてあるのかなと思って、68と69に。

○福祉こども課長（山崎栄一君） まず、68番のほうは一応、おひさま学童クラブ整備事業ということで、実際の設計業務委託のほうですね、仕様の中で、新築工事のほうと、あと旧常北幼稚園の遊戯室の解体と併せて発注しましたので、さらに、それが終わって、設計が出来上がってから、次に69番のほうの旧常北幼稚園舎遊戯室解体工事のほうを行いましたので、ちょっと分かりづらくて誠に申し訳ありませんが、このような2段書きになってございます。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 何かちょっと複雑だなと思ってお伺いしたんですけれども、分かりました。

ほかにございますか、同ページ、7ページ。

[発言する者なし]

○委員長（加藤木 直君） なければ、次のページ、8ページにいきます。

8ページ、79番から91番までで、ございますか。

議長。

○議長（阿久津則男君） 82番の新型コロナワクチン接種事業1億5,700万、報酬と職員手当委託料とあるんですが、これは、七会診療所の先生も関係しているんでしょうか。

○委員長（加藤木 直君） 健康保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） ご質問にお答えしたいと思います。

七会診療所なんですけれども、毎週月曜日の午後、火曜日の午後、七会診療所の先生と看護師を接種会場に派遣して接種を行っているものですから、当然関係しております。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 議長。

○議長（阿久津則男君） そうしますと、七会診療所の先生、空けるわけですよ、仕事をね。

たまたま、午後は休診ですなんていう放送を聞いたときもあるんですが、その場合、先



生方はここで報酬とか手当もらっているんでしょうけれども、七会診療所のほうには手当というのは、何か補助とか、コロナ関係のお金が入るんですか、休んでいる間。

○委員長（加藤木 直君） 保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） まず、すみません、月曜日と火曜日の午後なんですけれども、代診の先生がいらっしゃいますので、七会診療所を閉めるということはしておりません。

あと、唯一、七会診療所の先生が接種を行って、閉めるのがあるんですけども、そのときは七会保健センターで接種を行っているときでございまして、これは木曜日の午前中でございます。スペースの関係もございまして、あとドクターを頼る関係もございまして、木曜日の午前中に限り、七会診療所は休診とさせていただいております。

また、接種費用でございますが、七会診療所の診療報酬ということで、今回の決算書のほうにも診療所のほうに計上されているところでございます。

ちなみに、1名につき2,000円の費用が、七会診療所の診療収入ということで計上されているところでございます。

○議長（阿久津則男君） そうすると、合計で幾らくらいになりますか。

○健康保険課長（飯村正則君） ちょっと数字見ます。計算します、すみません。

○議長（阿久津則男君） 大した金額じゃないんだね。

○健康保険課長（飯村正則君） いや、1,000万、2,000万あります。

○議長（阿久津則男君） そうですか、2,000円でも。じゃ、分かりました。

○健康保険課長（飯村正則君） 数字のほうは今用意します。

○議長（阿久津則男君） ちなみに、この1億5,700万というのは、全て100%国庫ですか。

○健康保険課長（飯村正則君） はい、100%国庫でございます。

○議長（阿久津則男君） 分かりました。

○委員長（加藤木 直君） 保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） 今、診療収入は幾らかということで、ちょっとご質問がございましたが、厚いほうの決算書のほうの116ページにございまして、その他の診療収入ということで、予算額が1,978万8,000円に対しまして、実際に入っているのが2,400万1,346円ほどございます。

全額がコロナワクチン接種というわけではございませんので、そのほかにも直営の収入ということで、健診等やっておりますので、実質二千二、三百万円は、コロナのほうからの収入ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 了解です。

○委員長（加藤木 直君） 議長、よろしいですかです。

ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） じゃちょっと、90番よろしいですか。

トレーニング事業ですけれども、291万6,000円、これ健康福祉センター、そこのトレーニングのもあるかな。

○健康保険課長（飯村正則君） そうでございます。

○委員長（加藤木 直君） そうですよ。これ、利用者が6,000人近く、5,800名いるんですけれども、365日で割ると、1日8,000円ぐらいになるんですけども、これ何か、指導する方とか何かがいるんですかね。

○健康保険課長（飯村正則君） 基本的にいます。

○委員長（加藤木 直君） その方への委託料みたいな形ですかね。

○健康保険課長（飯村正則君） そうです。

○委員長（加藤木 直君） が1日8,000円と。

○健康保険課長（飯村正則君） いや、週に何回かいるのは間違いないです、毎日必ずいるかというのは、ちょっと今、確認させていただいてよろしいですか。

○委員長（加藤木 直君） はい。

それと、ここでの使用料って、これトレーニング機器の使用料かな。

○健康保険課長（飯村正則君） はい、そうです。基本的に町民の方は無料でございますので、トレーニング機器の使用料ということでございます。

○委員長（加藤木 直君） この使用料をどこに払うんですか。

保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） まず、トレーニング指導委託ということで、先ほど月曜日と木曜日、13時から22時について、トレーナーのほうをお願いしているところでございます。

○委員長（加藤木 直君） 週2回。

○健康保険課長（飯村正則君） はい。あと、体操教室が年間で45日間で、これだけの人数をお願いしているものでございます。

あと、今お話ありました、トレーニング機器の使用料をどこに払うかというようなお話でございますか。全部リースでございますので、リース業者のほうにお支払いをしているところでございます。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

じゃ、次のページにいきます。

9ページの92番から102番までなんですけれども、何かご質問ございますか。

議長。

○議長（阿久津則男君） 93番の不法投棄及び残土工事の監視ですね。

これ、金額はあれなんですけど、内容を見ますと、ドローンを飛ばすんでしょけれども、

ドローンは、ここにも委託とは書いてありますが、職員でやる人もいるのかどうか、何人くらいいるのかを聞きたいのと、このドローンの結果も分かれば、飛ばした結果も分かれば、お願いしたいんですが。

○委員長（加藤木 直君） 町民課長。

○町民課長（加藤孝行君） ドローンの件と法定検査申請料なんですが、こちらのほうは、町民課のほうで以前ドローンを1台買っておりまして、それに係る年間費用となります。

あと、ドローンは最近、実際の不法投棄という事例はあまりなくて、定期的に、今までだったら環境センターの工事現場を映したり、今のところ、その程度のあれになっています。あとは、何か違う課で、ちょっとドローンを使いたいというのがあれば、お貸しすることもあります。

あとは、運転できる人数ですが、今のところ、町民課で5人、その前に、ちょっと異動した人も免許を取ったりしているので、総務課とかもいますので、そのほかには四、五人はいますね。

○議長（阿久津則男君） それは、どこか講習に行っているわけですか、それとも。

○町民課長（加藤孝行君） そうです。講師を呼んでの実技と、スライドでの説明というか、講習を受けている人数です。

○議長（阿久津則男君） 出張してくれるんですか。

○町民課長（加藤孝行君） はい。

○議長（阿久津則男君） それと、前、長野県の大網の残土捨てたところ、あそこもドローン、あれは業者に頼んだんですか、あのときは。

○町民課長（加藤孝行君） あのときは、実際にドローンはあるんですけども、測量とかのソフト、パソコンの。それが無いもので、正確にやるときには業者に頼んでいます。

○議長（阿久津則男君） なるほどね。分かりました。

これからも、例えば不法投棄の関係で、区長なんかから要望あったときは、対応する考えはあるのかな。

○町民課長（加藤孝行君） ドローンのほうですか。

○議長（阿久津則男君） うん、ドローンで見てくれとか。

○町民課長（加藤孝行君） そうですね、見られるところならば。

○議長（阿久津則男君） 実際、山の中に捨てられたり、いろいろあるんで。

でも、5人くらいはいるんですか、職員で。

○町民課長（加藤孝行君） はい。

○議長（阿久津則男君） 分かりました。

その下に、下にといいことはないけれども、不法投棄監視カメラ購入47万3,000円とありますよね。これは何台で、どこに設置したのか、ちょっと聞きたいんですが。

○町民課長（加藤孝行君） 2台、このとき買いまして、その前にうちに2台あったんで、

合計4台、今あるんですが、これは不法投棄のひどい場所とか、あと区長さんから、最近ちょっと要望があって、そこに取り付けたりしています。不法投棄関係ですね。

○議長（阿久津則男君） 2か所。この47万3,000円は2か所。

○町民課長（加藤孝行君） 47万3,000円は2個購入した金額です。2個購入。

○議長（阿久津則男君） ということは、2か所に設置したんでしょう。違うの。

○町民課長（加藤孝行君） そうです。これは……

○議長（阿久津則男君） 1か所で2つ。

○町民課長（加藤孝行君） 移動式なので、よく交差点に防犯カメラついていますよね。ああいうのじゃなくて、あれは設置して、線もつないで、電気料とか払っているやつなんですけれども、今回のは乾電池で簡易に、木とかそういうところにぐるぐる巻いて、一時的に見るやつです。

○議長（阿久津則男君） 一時的に。じゃ、長く置くわけじゃなくて。

○町民課長（加藤孝行君） そうです。

台数も限られているんで、次のもし新しい要望があれば交換ずつというカメラですね。

○議長（阿久津則男君） でも1か所に、例えばそれを取り付けてくれば、ずっと永久的に取り付けてくれているのかなと、地元の区長は思うんじゃないのかな。1年くらいたつてなくなっちゃったら、意味がないと思うんだけど。

○町民課長（加藤孝行君） そうですね。あと、ポータブルでも1台20万くらいするやつなんで、固定式になっちゃうと金額も倍以上になって、その他、維持費がかかるもので。

○議長（阿久津則男君） 基本的に、不法投棄のやつは1か所に1つ。後方から2か所つけるところあるの、向こうからつけたり、こっちからつけたり。

○町民課長（加藤孝行君） 大体1個ですね。

○議長（阿久津則男君） 1個ね。そうですか、分かりました。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） なければ、ちょっと、またよろしいですか、私のほうから。

97番と99番、これは焼却残渣処分事業なんですけれども、2,100万円。そして、99番には焼却残渣の運搬事業というのがあって、これ処分事業等の運搬で、事業自体は、焼却灰処理するのに、運搬で別に払うんですか、運賃は。

○町民課長（加藤孝行君） そうです。業者ができない……

○委員長（加藤木 直君） 処理賃は処理賃で、その業者に一括して払うんじゃないの。

○町民課長（加藤孝行君） いや、違うんです。

○委員長（加藤木 直君） 業者が違うの。

○町民課長（加藤孝行君） そうです。処分のほうは、例えばエコフロンティアなんです

ね、処分するところが。そこまで運ぶ業者がまた違うんですよ。

○委員長（加藤木 直君） そうすると、100番の不燃性粗大ごみの搬出処理事業で770万  
なんだけれども、これの運賃は、これはないの。これについては運搬は。

○町民課長（加藤孝行君） これについては運賃込みです。

○委員長（加藤木 直君） これは運賃込み、そうなんだ。

焼却灰については運賃は別と。持っていっただけで、業者はまた別なんだね。そうだよ、  
向こうの処理……エコフロンティア。

○町民課長（加藤孝行君） そうですね、はい。処理するほうの許可業者の中で。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

9 ページございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） なければ、次に移ります。

10ページ、103番から113番までですね。何かございますか。

桜井委員さん。

○副委員長（桜井和子君） 104番のごみリサイクルボックス設置事業というところで、  
ボックス購入とありますけれども、何台購入したんでしょうか。リサイクルボックス購入。

○町民課長（加藤孝行君） この事業は、この前の年に、かつらAコープと常北Aコープ、  
あと役場で置いたんですけれども、今回は、そのほかに1か所、那珂西のコインランドリ  
ーありますね、あそこに。

○副委員長（桜井和子君） 山桜に……

○町民課長（加藤孝行君） そう、山桜もあったんですけれども、そのほかに、那珂西の  
コインランドリー新たに置いたんですね。

そうすると、あれ一式なもので、ペットから紙類入れるのから。台数でいうと、5台で  
すかね。種類は違いますけれども、ペット入れるやつとか紙。

○委員長（加藤木 直君） 桜井委員。

○副委員長（桜井和子君） 桂に住んでいる方から、常北のAコープにはボックスがある  
んだけれども、かつらのAコープにはないので……

○町民課長（加藤孝行君） あります。

○副委員長（桜井和子君） あるんですか。

○町民課長（加藤孝行君） はい。今も、すみません、言った……

○副委員長（桜井和子君） かつらにもあるんですか。

○町民課長（加藤孝行君） 常北とかつらにあります。

○副委員長（桜井和子君） そうなんですか、気がつかなかった。分かりました、すみま  
せん。ありがとうございます。

○委員長（加藤木 直君） 103番から112番まで、ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（加藤木 直君） なければ、次に移ります。

次は、13ページ、まち戦関係ですね。139番から150番までで、何かございますか。  
疲れてきましたか。ございませんか。

三村委員さん。

○委員（三村孝信君） 139ってまだ早過ぎる。

○委員長（加藤木 直君） 大丈夫ですよ。

○委員（三村孝信君） 大丈夫ですか。139と140について確かめたいことがあるので、質問したいと思います。

商工振興費ということで、これ100%国からですよ。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） そうです、はい。

○委員（三村孝信君） 二度ほど、最初は5,000円、次が7,000円という形で実施して、還元率が98%以上だということなんです。地域振興という形で役には立っていると思うんですが、商工関係者、私も商工会の青年部でずっと活動していたんで、今でもそういった同年代の元会員とか現会員がいるんですが、やはり、あまり商品券の恩恵にはあずからないという業種もあるんですよ。

一部の商工関係者にとっては、またあれかという振興券疲れで、次も聞いたらば、また、第何弾ですか、第5弾も計画しているということなんです。この調査を恐らくしていると思うんですが、業種で、どういったところへ偏りがあるのか、把握していたらいいんですが、教えていただければと思うんですよ。使うほうにも原因あるだろうけれども。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 一例を申し上げます。

中小店舗の中では、一番多いのが、やはり食料品などは多いですかね、あとは燃料ですね。これに偏っているところがございます。大型店舗では、やはり食料品と医薬品店が多いようがございます。ホームセンターも若干ございますが、ほぼほぼ食料品と、大型店舗の場合は、医薬品店ですから、カワチさんの利用が多いようがございます。あと、アオキさんもありますかね。

そんな感じでございます。店舗数が少ないということもございまして、食料品と燃料に偏っているというのは事実でございます。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員さん。

○委員（三村孝信君） ありがとうございます。

食料品と燃料ということなんですけれども、燃料にしても食料品にしても、まち戦で、今、個人営業で食料品扱っている店、どれぐらいあるか分かる、町の中で。分からないでしょう。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません……

○委員（三村孝信君） いや、分からないと思うんだよ。

私が言いたいのは、恐らく、食料品と燃料といっても、商工会の個人の商店になると、恐らく燃料に偏っているんじゃないかと思うんだよね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） もう一回、すみません、コンビニも多かったです。コンビニエンスストア。

○委員（三村孝信君） あれ個人に入るの。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） あれも中小店舗に入りますんで、すみません。

○委員（三村孝信君） そうだよな。だから、私が認識している個人の、例えば八百屋さでも1軒あるよね、バイパスのところね。そういった形で、そういうチェーン店じゃなくて営業しているようなところ、小売で頑張っているところにとっては、さほどこの振興券が活かされていないというか、うまい具合に利益を生んでいないのかなと思うんだな。

結局、コンビニ、個人ではやっているけれども、チェーン店だよな。それと、ガソリンスタンドといっても、個人でやっているところ、これ何か所か分かりますか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、登録業者数は、ちょっと時間をいただければ……

○委員（三村孝信君） 数えると分からない。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 業種ごとは今、後ろで多分集計していますんで、ちょっとお時間いただきます、すみません。

○委員（三村孝信君） 恐らく、あんまりないよね。

集計している間、ちょっと話をしたいんだけど、そういった形で、仮に少ない業者でも、利益を得ることはいいんだろうけれども、こういった形の商品券で、もらうほうは大変ありがたいし、それは燃料に使おうが何に使おうが、非常に私らにとってはありがたいんだけど、地域振興という、商工業の振興という名目からいくと、何かもう一ひねりあってもいいような気がするんだよな。

今度5弾目。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 6回目です。今5回目です。

○委員（三村孝信君） 6回目でしょう。だから、そろそろ、町長含め、選挙もあったことだし、じっくり考えてやってもらいたいなという気がします。飾らない商工業者の声ね。

○委員長（加藤木 直君） 増井課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、答えにはならないかと思うんですが、町長も公約の中で、やるということであってございまして、多分第6弾が、この次の予算あたりでお願いすることになるかと思えます。

確かに、三村委員さんのお話がありましたように、商工業者の振興というものでは、やはり偏りがあるんじゃないかというお話は、やはり使い方の問題ですね、うちのほうにも話は入ってきてございます。

それと反する話になるかもしれませんが、今後国のほうで、ばらまきで地方創生の臨時交付金ということで、城里町にもこれから6,600万円ほど入ってきまして、約10億弱のお金が入ってきます。それは将来的に、皆さん一人一人の借金になるんじゃないかという国のお話もございます。

そうした中では、本当に城里町の場合は、困っている業者さんというのは、目に見えてこの業者が困っているんだと、こういう業者が本当に、例えば水戸市内ですと、例えば本当に飲食業さんが、お客さんが入らなくて潰れているお店もあるというようなことが分かれば、その辺のところを手厚く、商工会のほうとも調整してできるわけなんです。商工会のほうにもいろいろと、振興券が始まるときに、その以前にも、こういうお金が入ってくるんで、商工会のほうで何かそういう使い道がないですかということをお伺いしても、なかなか回答がなかったというのが実情でございます。

こういう形になって、今現在に至っているところでございますけれども、先ほども、繰り返しになりますが、将来的には一人一人の借金になるということを考えれば、やはり町民一人一人にお金を配る、お金と言っただけですけども、金券で配るのも、仕方ない面もあるのかなというふうには考えてございます。

答えになっていませんが、すみません。

○委員（三村孝信君） まち戦課長、ちょっと、それで、商工会が手を挙げないというのは、アイデアが出なかったというのは言っていたけれども、今の商工会の現状を考えると、手を挙げられない、挙げたくても挙げられないというのかな、そういう経営状態というところが本当に多いと思うよ。

だから、お金を借りませんかと言われたって、これ借りたら返さなきゃならない。しかし、お客も見込めなければ、後継者もないような業種が結構あるから、そういう点でいうと、なかなかアイデアが出てこないとか手を挙げないという業者が多いというのは、なかなかやむを得ないようなところがあると思うんだよね。

まして、ゼロゼロでやった、貸付けやったんでしょ、あれ、コロナ対策で。それ今度、猶予が終わって、今度3年猶予でしょう、あれ。今度、返済始まるんじゃない。返せないところがいっぱい出てくるみたいだよ。だから、倒産件数とか、そういうのがすごく増えるだろうと。

だから、一時的に借りたけれども、それで役に立ったのは、ちょっと食いつなぐだけだよ。結局、それによって、商売を以前の状態に戻してやれるというんじゃないで、終わりを延ばしたという感じ。だから、そういう点で、一律に全部配るのもいいんだけど、今課長が言ってくれたように、困っている飲食店とか、重点的にそういうところを見てあげたらいいような気もするな。

やる気のあって、継続したいんだけど駄目だと。もうやめたいというところはいいいじゃない。いいじゃないと言うとおかしい、やめたいというところは無理に、こういう融



資があるんですよ、どうですかというな勧め方しなくたって、やっぱりやる気のあるようなところを、後継者がいて、そういうところを町も、金融なんかも、銀行も、というのを重点的にやったほうが、国のためというか、地域のためになるような気がするんだよね。

決算からちょっとずれちゃって申し訳ない。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今の言葉、よくお話しして、世話したいと思いません。

あと、先ほどのご質問で、すみません、燃料関係で何店舗あるかというご質問でした。

今回参加していただいた店舗数は10店舗になります。よろしくお願ひします。

○委員（三村孝信君） それ、農協とかも入れてでしょう。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい、全て入っています。

○委員（三村孝信君） 分かりました。どうもありがとうございました。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

議長。

○議長（阿久津則男君） すみません、今のやつに関して、三村委員が言いましたように、98%あるいは98.5%、98.4%か、換金していて、見事な数字は数字なんですけど、逆に言えば、2%くらいが換金していないということで、139番にしては185万、あるいは、140番にしては213万換金していないわけですよ、金額にすれば。

こういう換金しない人って、町のほうでは分かるんですか、誰かが換金していないというように。例えば番号振ってあって、誰かが換金していないのというのは分かるんですか。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、時間をかけて番号を追えば分かるんですけども、実際に、そのうち、届かなかった方は全て把握してございます。

○議長（阿久津則男君） その届かなかった金額って、人数って、どのくらいあるんですか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 届かなかった人数も、今後ろで計算させます。

今回、世帯数で60世帯ぐらいだと思ったんですけども、詳しくはすぐ集計させますんで、ちょっとすみません、お時間下さい、すみません。

○議長（阿久津則男君） 本当1%、2%なんだけれども、金額にすると大体200万ぐらいになっちゃうから、もったいないっちゃもったいないよね、全額国庫であれば。

進めていいです、委員長。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） 課長、ちょっといいですか。

ただいまの元気アップ振興券についてなんですけれども、もう第5弾までやっています

よね。それで、これから第6弾どうこうという話もありますけれども、この中で、使っていない人ももちろんいるし、換金率100%になっていないんだけど、一番初めに振興券を印刷するときって、何月何日現在で何名の方がいるということで、当然それに合わせて、印刷ってかけますよね。多めにかけてりはしないよね、もちろんね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 若干、端数は多めにかけています。

○委員長（加藤木 直君） 端数というのは、どこまでの範囲。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 例えば、100人の単位でかけています。

○委員長（加藤木 直君） というのは、転入者もいるからということですね、そうだよ  
ね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい。

○委員長（加藤木 直君） そのときに、当然、配って返ってくるもの、届かないもので  
すね、さっき言った届かないものと、それから送り切らなかったもの、当然印刷、100の  
うちの99で、あと1%送っていないというのも当然出てくるじゃないですか。その掌握っ  
て、ちゃんとされていますよね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員さん以外の議員さんからも、監査のときもそ  
ういうお話がありました。全て別にして、ちゃんと封をして、それは保管してございます。  
といいますのは、やはり会計検査のこともありますんで、それは掌握して、全てきちんと  
やっております。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

それでは、このページないようですので、次にいきたいと思います。

次、151から次のページの167まで、ここまでの間でご質問ございますか。ないですか。  
三村委員さん。

○委員（三村孝信君） それでは、ちょっとこれも消えちゃったんで、思い出しながら。

154番で古民家活用事業って、これ島家住宅だと思んですが、69万2,000円使っている  
んだけど、この備考で書いてあることだけなの、使ったのは。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、これは備考は、こういう事業を行っ  
たということで、これにはお金がかかってございませんで、すみません、書き方が悪くて  
本当に申し訳ありません。燻蒸とか行ったり、あとは、地域協議会というのが古内地区に  
ございまして、古内地区さんのほうで周りの草刈りをやっていただいたり、あと初音茶、  
お茶を植えたところがあるんですが、その管理をお茶組合にお願いしたりというような金  
額でございます。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員さん。

○委員（三村孝信君） そうすると、この備考欄、これは何なの。地域おこし協力隊の報  
告会。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、備考の書き方が間違っております。

すみません、申し訳ございません。

○委員（三村孝信君）　じゃ、お茶のというんだけど、そのお茶というのは、ちょっと尋ねたいのは、清音寺でこの間ごちそうになった、あのお茶のことですか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　はい、そうでございます。清音寺で。

○委員（三村孝信君）　あの1回だけの。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　いやいや、その管理ですね。すみません、いいですか。

詳細を申し上げますと、あそこにまずトイレのリースがございまして、それが12万円ほどかかってございます。それと、昨年度は、出入口が狭いというようなことで、出入口の修繕が15万4,000円かかってございまして、あと古内地区の協議会に、その周辺の管理ということで、20万円の支払いをしてございます。

その他、昨年度においては、出入口を修繕するに当たって測量設計をお願いしてございまして、それが14万5,000円というようなこと、あとは設備関係で、若干、し尿処理のくみ取り料ですとか、その辺がかかってございます。

以上で、それらの金額が69万2,004円ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（加藤木　直君）　三村委員さん。

○委員（三村孝信君）　聞いてみなきゃ分からないもんだよね。大分違うもんね。

ここから本番なんです。

この古民家活用事業というか、これ活用事業というんじゃなくて維持事業じゃない。じゃ、町は活用するのに、どういう考えを持っているのかなというのが、毎年毎年70万近い額を維持費に使っていて、最終的に寄附してもらった民家をどういうふうにするかという大きなビジョンが、何か伝わってこないんだよ。課長に言っても何かと思うんだけど、どうなんですか。

○委員長（加藤木　直君）　まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君）　そうなんですね。実際のところ、始まりも、私の聞いたところと違いますか、その辺も、ちょっとあやふやな中で始まってきたというのもございます。ただ、すみません、答えられません。休憩時間にお話ということに……

○委員（三村孝信君）　いや、課長にはいいよ。そこまでは求めない。

これ議会でも、いろいろそういった関連の予算を認めてきたわけだから、我々に責任ないとは言えないんだけど、ただ、あの寄附をもらって、あそこでああいうことを始めたというのは、首長が大分率先して始めたことなんだよね。

やはりあの関連で、まちづくり協力隊も2人ぐらい雇っていたはずなんだよ、最初。結局でも、後片づけみたいなことをやらせていて、ほかへ移っちゃったでしょう。だから、やっぱり町は、そういう若い人材を使うのであれば、きちっとしたやっぱりビジョンを持って、我々にもやっぱりそういうのを示してほしいよね、これやりたいと。やらないんで

ありやね、もらっちゃったものはしょうがないんだけど、何か生かしたほうがいいんじゃない、せっかくああいうね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 最後に、すみません、最後にまとめということで、すみません。

○委員（三村孝信君） 調子よくまとめちゃうんだね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 実は協力隊を募集したときに、やはりあそこを活用して何かやってくれということで、サウナをやりたいという方もいたんですね。今簡単に、自然の中でサウナなんていうのもありまして、その方、採用しようと思ったんですが、採用した途端にキャンセルというようなことで、来なくなったというのもございます。

今現在は、本当に活用も、古内地区協議会という中で、庭先カフェというようなことで、年に1回ぐらいですか、ほかの方を呼んで、あそこでお茶を振る舞ったりというのが、今やっている事業の中では唯一の事業になっています。

確かに委員さんおっしゃるように、屋根のふき替えもお金がかかっているし、あと、そういうのもあって、何かには活用したいというのは、重々承知はしているところでございますので。

○委員（三村孝信君） そこまで言うんだけど、そこから進まない。進まなきゃ駄目ね。進ませてくださいよ。

これ、くどくなるから言わないんだけど、もう何回も、2回ぐらい一般質問でもやっているんだけど、155番のうぐいすの里については言わないよね。言いたいことは分かりますね。30万ぐらいしか利益ないからね、800万ぐらいかけて。

○委員長（加藤木 直君） うぐいす、どこですか。

○委員（三村孝信君） うぐいすは155番。840万ぐらいなんだけれども、これは改善しているんだよね。今度改善するんだよね。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 改善というか試みで、今、野外のキャンプがはやっていますんで、そちらのところ、去年の連休とかやって、若干の収入はございますが、まだまだ改善には至っておりません。そういうのも含めてですね。

○委員（三村孝信君） いいですか。大丈夫、時間。

○委員長（加藤木 直君） 大丈夫です。

○委員（三村孝信君） グランピングがはやっているんで、グランピングやるとか何かというのは分かるんだけど、そうじゃなくて、例えば、土地借りているでしょう。ずっと使えないバンガローが残っているんです、残骸が。あと、お風呂の残骸もあるでしょう。ああいったのをどうするんだという、その根本のところをやってほしいのよ。

これ、改善したのは新聞やめたぐらい。うぐいすの里で新聞やめたんだよ、毎日取っていたの、誰が取っていたんだか知らないんだけど、それぐらいは少しは改善したのかもしれないけれども、やっぱりあれだよ、そういう施設をどうするのか、根本のところ

方針を打ち出してほしいよね。グラウンドだけを利用するんだとかさ。

あれ、錫高野、いい道路できたでしょう、グラウンドの脇に。ああいう道路、あそこがグラウンドへのアクセスが非常によくなったわけだから、ぜひそういう答えを欲しいね。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） おっしゃるとおりでございます、このほかに借地料が約200万弱かかってございますので、年間、声小さくなっちゃいますけれども、1,000万ほどの費用があそこにかかってしまうんですね。

そうした中で、グラウンドのほうは一応、町の土地ということになっていきますので、道路ができれば、例えば思い切って処分しちゃうなんていうのもあるんですけども、やはりそれに付随する土地を借りていると、建物も建っていると。また水道も、一番の大本といますか、あの地域の水道の貯水場が一番高いところにあるもんですから、その辺の問題もあって、こっちの借地の部分を返すというのもなかなか難しいんで、確かに委員さんおっしゃるようになんか考えて、ある程度収入が得られるようなことは考えなくてはならないというのは、重々承知しているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（阿久津則男君） 借地料は198万でしたっけ。

○総務課長（増井栄一君） そうです。

○議長（阿久津則男君） あれは、何件くらいの地権者でしたっけ。

○総務課長（増井栄一君） 今調べさせますんで、すみません。そう人数は多くないと思ったんですが……

○議長（阿久津則男君） 四、五人か何かですね。

今言いましたように、合わせると1,000万超えちゃいますから、30万の収入ですから、上遠野町長は新しいこともやるけれども、壊すことも壊すんだよね。だから、桂の老人センターにしても、あそこのやまゆり荘とか、山びこもそうだし、そういうふうに思い切ったこともやるんで、私はそちらのほうに期待したいですよ。

もう返すと、あるいは民間に貸しちゃうと、そういうことを町ではやらないほうがいいと思う。町では。負の遺産になっちゃうんで、本当に、うぐいすの里が使えなくなって10年ですからね、11年か、震災後。だから、1,000万にしても1億円、ただ使っちゃったというだけですから、草刈りだの何だので。だから、これからもまた10年間続けていたら、また1億ですから、それ以上になっちゃうんで、早いところ、山びこの郷のようにしてほしいなと思います。町長に伝えてください。

○委員長（加藤木 直君） まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 承知しました。

後ろにも聞いている者がおりますので、しっかりと町長には伝えたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） 今、各委員さんからも、借りている土地、借地、収入もないのに借りているということで、私も前から、放牧場の問題にしても、それから七会の診療

所、やめてからかなりたちますよね。それから、七会の幼稚園もありますね。ああいうものを新しく造るばかりじゃなくて、やっぱり後始末もちゃんとしなくちゃいけないと思うんだよね。

その辺のところも、議長も言われましたけれども、新しいことをやるばかりじゃなくて、そういった、時にはやっぱり後ろを振り返りながら、そういったものも処理していくというようなことも考えていただきたいなというふうに思っています。

ほかにございますか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、先ほどの阿久津議長さんからのご質問で、元気アップ、何人ぐらい届いていないんだというお話がございましたので、その回答をさせていただいてもよろしいでしょうか。

第3弾で、71人の方に届いてございません。金額にして35万5,000円になります。第4弾で87人、60万9,000円、これが未送付となっております。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

そうすると、14ページはございませんか。あと15ページの167番まで、まち戦関係ですが。

なければ、私のほうからよろしいですか。

151番、道の駅の基本構想と基本計画の策定事業についてなんですけれども、1,500万上がっていますけれども、ちょっと課長にお伺いしたいんですけれども、例えば基本構想や基本計画をする場合は、地形とか、平地と斜面では違うじゃないですか。間違いなく、現在の予定地というのは購入することができるんですね。お伺いします。

まち戦課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 100%間違いなく購入できるということは、今の段階では申し上げることはできませんけれども、うちのほうでも、境界立会いですとか何かの折に、あと会えなかった地主さんのほうにも、うちのほうから訪問して、意向をお伺いしているところがございますので、その中では、私は絶対土地を売らないというようなお話は聞いてございませんので、進められるかなというふうには考えてございます。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

私が心配なのは、公費を使ってやるものなので、一步一步着実に決めていってから、やってほしいなというふうに思うんですよ。ですから、結婚相手もいないのに結婚式場を予約する人いないじゃないですか。そういうふうの一つ一つ、やっぱり階段を上がって行ってほしい。

反対しているわけじゃないんですよ。ですから、ちゃんと場所が決まってからでも、基本構想とか基本計画って、十二分に準備しておいて、できるんだと思うんだよね。その辺のところを、間違いなく買えるのかなと思って心配なんですけれども、買えますか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、大変申し上げづらいお話なのですが、民間であれば、先に買って、そこに建てるというのが可能でございます。

ただ、公共事業の場合は、やはり土地の税金を無税にするとか、そういうのもございまして、やはりそういう手続を踏んでいった中では、やっぱり順序としては、その辺のことが済んだ後に土地購入というようなお話になってくるのが通常の流れでございまして、その辺のところ、若干民間と公共事業の場合は、ギャップがあるのかなというふうには思っているんですけども、確かに本当に、委員さん、議員さん、みんなご心配していると思うんですけども、本当に土地が買えるのかというところを、本当にご心配をかけているところなんですけれども、町としても、紙1枚持って行って、これに取りあえず承諾してくださいだとかいうような手続ができれば、それが担保にはなると思うんですけども、その辺の手続もちょっとできないというような状況ですね。

あとは本人に会って、その都度ご説明をして、ご納得していただいて、また丁寧に、何々をしますというような文書を送ったりとか、そういうことで、1人の地主様にも隔たりなく丁寧な対応をして、今後も進めていきたいとは考えてございますので、よろしくお願ひします。

○委員長（加藤木 直君） 今課長のほうから、税的なもののお話ありましたけれども、道路とかできる場合だったら、税の優遇措置はあると思うんですけども、道の駅なんかでも税の優遇措置ってあるんですか、免税とか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 優遇措置が受けられるように、その手続のほうはする予定でございますので。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） これで終わりかな。ないですね。

それでは、質疑、ご意見等も出尽くしたようでございます。

以上で令和3年……失礼しました。22ページの消防費、総務関係ですね。22ページです。消防費で、244番から248番までの中で何かございますか、消防関係ですね、244から248。ございませんか。

○議長（阿久津則男君） じゃ、一つ聞きたいのは、248、防災無線。屋内の無線の苦情ってありますか、聞こえないだの何だのと。

○総務課長（増井栄一君） 屋内の戸別受信機。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ただいまの議長のご質疑ですけども、機械そのものに関して、聞こえないとかというような苦情はございません。

ただ、ちょっと操作が難しいというか、分からないというようなことで、操作方法の間

合せ等がありますので、そういったのは窓口でお答えしたり、電話でお答えしたりしております。

ただ、電波状況で聞こえないというような場合がございますので、その場合は外部アンテナの設置をお勧めしております。3年度の実績では、ちょっと地区別ではございませんけれども、合計で26件ほど、外部アンテナを設置したというような実績がございます。

○議長（阿久津則男君） 城里全体で26件。

○総務課長（増井栄一君） はい。

○議長（阿久津則男君） そうですね。いや、我が家なんか、やっぱり途切れちゃうときがあるんですね。だから、ほかでもあるのかなと思っているんですが、ただ、このところ結構入っていますから、苦情はしないんですが、ほかは結構、私なんかは道路の脇に住んでいますけれども、ちょっと奥に入っちゃった人なんかは、そういったのがあるのかなと、ただ面倒くさいから言わないだけなのかもしれないですけどもね。

そうすると、アンテナを表につけてくれるんですか。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） はい、外部アンテナ、住宅の戸外につけるものでございまして、これについては自己負担なしで、全部町のほうが負担しますので、ぜひご活用いただければと。

○議長（阿久津則男君） その場合は、本人が連絡するんですか、役場に。それとも、地元の自治会長とか区長とかを通すんですか。

○総務課長（増井栄一君） これは、区の要望とかというような問合せや受付方法ではございませんので、個人がそのまま町の総務課のほうにお問い合わせいただいて結構でございますし、8月号になりますか、広報紙で、外部アンテナ等の設置も可能ですというような啓発はしておりますので、もう一度機会を見まして、啓発等で、戸別受信機や防災行政無線の活用については周知を今後図ってまいりたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 8月に啓発で流したときに、それから要望、申込みありましたか。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 具体的な数字はちょっとお答えできないんですが、数件ほど、外部アンテナで、確認に行って設置はしていると。

○議長（阿久津則男君） じゃ、成果はあるんだね。今後ともよろしくお願いします。

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（加藤木 直君） じゃ、私から246番、ゴムボートの購入事業なんですけれども、これ、前に使われていたFRP製ってどういうやつか、ちょっと分からないんだけど



ども、前使っていたやつは使えなくなってしまったのか、それとも新たに、FRPではあれなので新しいゴムボートを買ったのか、何台購入されたのか、お伺いします。

○委員長（加藤木 直君） 総務課長。

○総務課長（増井栄一君） ただいまの委員長のご質問ですけれども、前のボートが旧桂村時代から使っているもので、老朽化したものですから、ゴムボートということで汎用性や機能性の高いものに、1台購入して更新しております。

○委員長（加藤木 直君） 結構高いんでしょう、これね。分かりました。

それと、もう一点なんですけれども、248番の、議長も今質問されましたけれども、防災行政無線の、まだ取りに来られていない方も多分いますよね。これ、今までも取りに来られた方って、どういった手続をして、ちゃんと名前言って何かチェックする、何かあるんですかね、あれ。

○総務課長（増井栄一君） 取りに来られた方については、こちらのほうでは控えております。現在の10月の頭時点では、町全体で約、四捨五入して83%ほど配布しております。

屋外のスピーカーなんですけど、こちらについては、スピーカーの性能も向上して、住宅地の配置に向けた設置をしたものですから、ある程度、設置しなくても聞こえる場合もありますが、まだまだ17%の方が取りにいらしていないということで、これについても、先ほど申しました8月の広報紙によりまして、戸別受信機の受け取りについて啓発したところです。再度機会を見まして、啓発のほうは続けてまいりたいと思います。

○委員長（加藤木 直君） それと、これは多分、1戸に1個なのか、世帯に1個なのか、世帯で2個いつているようなところないよね、2個とか複数いつているところが。

総務課長。

○総務課長（増井栄一君） 基本、設置の予定に関しては、世帯で複数は予定しておりませんでした。それ以外に、個人ではなく事業所等で、公共施設とか郵便局のような施設などには設置はしてございます。世帯での複数は予定はしていないところであります。

○委員長（加藤木 直君） もし世帯で複数あったらば、ちゃんとその足跡は残っているということだね。こっちに持っていった人の名前が書いてあるので。

総務課長。

○総務課長（増井栄一君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（加藤木 直君） なければ、今まで一般会計の総務民生関係のものをずっとやってきましたけれども、また、ちょっと忘れましてというようなものがあれば、質問をいただきたいと思います。

何か今までのやつでございませうか。総務民生関係で何かありますか。

○副委員長（桜井和子君） 今年の4月の定例会で、ごみ袋の改善の質問をさせていただいたときに、町長から、来年度以降、近隣の町村の素材を調査し、新しくしていくという答弁をいただいているんですが、少しは何か進んでいるんでしょうか。

○町民課長（加藤孝行君） 一応、今回予算に向けては、桜井委員さんがおっしゃった常陸大宮と同素材のものを見積りを取って、あと従来のもものと比較を取ってみて、そこで予算にかけて、どうするかという話にはなるとは思うんですが、値段とかを見ながら。

○副委員長（桜井和子君） 今使っているのがなくなる頃に、新しいごみ袋が、本当に並行して作るぐらいの感じで進めるんですよね。

素材が、本当に今のは、硬いというか、ポリプロピレンというやつだと思えるんですけども、本当にあれを、ポリエチレンというのはすごい柔らかくて使いやすい、本当に今のは使いづらい、本当に角があるものがずっと縦に切れて、ガムテープ貼って出しているという人も随分いまして、皆さん期待しているんですけども、ぜひ取り組んでいただければと思います。

そのときに、新しいごみ袋になるときに、私、ごみ袋に、何か環境に対するメッセージというのを載せたらいいんじゃないかなと思っているものがありまして、野菜って90%は水分ですよ。なので、台所に出る最後のごみ、それを本当にストッキングで、私も最後にぎゅっと絞るんですけども、ぎゅっと絞って水分ダイエットとか、そういう、やることは些細なことかもしれませんが、町民の皆さんが本当に、水分を取ると、やっぱり燃料費も浮くと思うんです。

同時に、焼却炉の延命にもつながるんじゃないかなと思ひまして、私もしっかり絞って袋に入れて、ごみ袋に入れるんですけども、そういうメッセージをごみ袋に、目に見えるところで、町民の皆さんが本当に努力してみようという、そういうごみ袋ができればいいんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう取組をお願いしたいと思います。

課長に期待しています。よろしく。

○町民課長（加藤孝行君） 広報の仕方はいろいろあると思うんで、ごみ袋に書く方法とか、広報に載せる方法とか、いろいろあると思うんで、その辺もちょっと検討しながら、あとごみの素材の検討もしながら、やっていきたいと思ひます。

○副委員長（桜井和子君） よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 確かに、私も環境問題とかいろいろ、10年以上前にやっていた頃に、環境センターで、生ごみをもし出さなかったら、生ごみって9割ぐらいは水分だよ、たしかね。そうすると、生ごみを出さないで自家で処分するとか、ほかに、生ごみで堆肥を作るとかといって焼却炉に入れなければ、この環境センターなんかでも、燃料費だけでも3,500万円ぐらいは年間浮くような計算をされた方がいるんですよ。そういうこともあるので、まさに町民課長ね、これをちょこっとでも水分を除いてもらえれば、

確かに水分飛ばすために燃料燃やしているからね。

だから、そういったことも目に見えない部分で、やっぱり、ある程度お金を使わないようにできると思うんですよ。その辺のところも、ちょっとした工夫の中でお願いをしたいと思います。

それでは、ほかにございますか。今までやってきた中で。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 委員長、すみません、補足させてもらってもいいですか、すみません。

先ほど阿久津議長のほうからのご質問で、うぐいすの里の借地の人数は1名でございます。約7万9,000平米、1名でございます。出入口のほうの案内看板で若干2名ほどいるんですけれども、それは小さな面積でございますので、地主さんとしては借地は1名です。

○議長（阿久津則男君） 8万平米くらいあるんだね、7万9,000。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） そうです、はい。

○議長（阿久津則男君） それで、19万8,000、20万。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 198万。

○議長（阿久津則男君） ごめん、198万、200万ね。分かりました。

○委員長（加藤木 直君） 長寿課長。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 先ほど委員長から質問をいただきました緊急通報装置の延べ台数ですが、257台となっております。

○委員長（加藤木 直君） 延べ台数ね。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 今までの、はい。

○委員長（加藤木 直君） 257台。じゃ、さっき載っていたやつもそうだね。257台になっていたよね。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 235台が今活動中というか。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

以上で、令和3年度の一般会計決算の所管分の審議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、ちょっとトイレ休憩を5分ほどしますので、よろしくをお願いします。

午後 2時41分休憩

---

午後 2時47分開議

○委員長（加藤木 直君） 始まります。

それでは、議案第53号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、質疑、ご意見等をお伺いいたします。ございますか。

○委員（三村孝信君） あるんですけども、ちょっと待ってください……これ何ページですかね。

○委員長（加藤木 直君） 決算書の、かなりこっちだよ。27ページから。

○委員（三村孝信君） 決算書のほうがいいです。決算書でいうと、何ページですか。

○健康保険課長（飯村正則君） 87ページです。

○委員（三村孝信君） 87ね。どうもありがとうございます。

○委員長（加藤木 直君） ございますか。

三村委員さん。

○委員（三村孝信君） 国保特別会計のほうで、事業勘定のほうで質問したいと思います。

国民健康保険税の中で、やはり不納欠損額、それから収入未済額がかなりの額になっているんですが、午前中、税務課長にも質問したんですが、不納欠損になっている要件というかな、それをちょっと教えていただきたいのと、あと収入未収額という、8,400万近いお金なんですけど、これについても、説明をいただければと思うんですよ。

○委員長（加藤木 直君） 健康保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） 回答のほう、後ろで一生懸命用意していますもんで、ちょっとお待ちください。今、準備はしてありますので。

○委員（三村孝信君） そういえば、もうコロナも落ち着いてきたから、仕切りなくでもいいような感じだけれどもね。

○委員（高橋裕子君） 前は空いていたんですか。

○委員（三村孝信君） みんな、課長、係長ぐらいまで来ていたよね。直接雰囲気味わったほうがいいのか……

○決算特別委員長（片岡藏之君） マスクしているんだからね。

○委員（三村孝信君） マスクしているし、飲食しないし、もういいような気がするけれどもね。邪魔だから。

○委員長（加藤木 直君） じゃ今、調べているうちに、ほかございますか。

来たかな。

○議長（阿久津則男君） これでも、電話連絡でもいいから、通告したほうがいいかもしれないな。3番とか5番とか10番とかと、質問するからって。文書じゃなくて電話で。

○委員長（加藤木 直君） 保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） 三村委員さんのご質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、不納欠損の状況でございますが、1,672万7,183円でございます。それです、対象となる人数、470人ほどいらっしゃいます。件数に関しましては、470人で473件ほどになります。

その内訳ということで、先ほど不納欠損状況の内訳、まず時効消滅、地方税法第18条第1項の時効消滅でございますね、5年間で時効消滅になる欠損が60件ほど、金額にして349万519円ほどございました。

次に、執行停止中の時効消滅、財産を調査し、取るべきものがなかったため、執行停止をしていたが、3年たたないで時効が来てしまったので、欠損というものがございます。こちらにつきましては、69件、363万7,700円ほどございます。

次に、執行停止後3年経過、これは財務調査をし、何も取るべきものがなかったため、3年経過したので不納欠損したというものが133件、金額で1,025万4,431円。

あと、最後には、地方税法第15条の7第5項で、即時欠損というものでございます。死亡で相続人がないとか、行方不明とか、そういう方は、ここに関してはいらっしやいませんでした。

以上でございます。

○委員（三村孝信君） あと、収入未済額のほうはあれかな。これは、8,000万あるんだけれども、これが徐々に不納欠損になっていくわけでしょう。

○健康保険課長（飯村正則君） そうですね、はい。

○委員（三村孝信君） ちょっと、大体でいいんですけれども、内訳というか、状況をちょっと教えていただければと思います。

○健康保険課長（飯村正則君） すみません、後ろでちょっと……

○委員（三村孝信君） じゃ、今のうちにちょっと聞きたいんだけど、最初にやったのは何だっけ、最初のやつ、停止になるやつ、60件というやつは何だった、項目なんでしたっけ。時効何。

○健康保険課長（飯村正則君） すみません、地方税法第18条第1項、時効消滅ということで、5年間で時効が消滅になる欠損でございます。

○委員（三村孝信君） ちょっと丁寧に説明してください。時効消滅、それは5年ね。

○健康保険課長（飯村正則君） 5年です。5年で時効消滅になる欠損、地方税法18条第1項の時効消滅です。5年間で消滅になります。それが60件。

○委員（三村孝信君） ちょっと待って。地方税法第18条というのがよく分からないんだけど、それはどういうこと。

○健康保険課長（飯村正則君） 時効に関して書かれていることですね。5年間で時効になりますよと書いてあるのが、地方税法第18条になります。

○委員（三村孝信君） 5年、何もしなければ時効になるということね。

○健康保険課長（飯村正則君） そうですね、はい。

○委員（三村孝信君） 分かりました。

次の執行停止して、それから3年で69件とかとなったでしょう。それ、ちょっとどういうこと。

○健康保険課長（飯村正則君） そちらは、財産調査をし、取るべきものがなかったため、執行停止をしていたが、3年たたないで時効が来てしまったの欠損。

○委員（三村孝信君） 3年で時効が来ちゃった場合ね。

○健康保険課長（飯村正則君） ええ、3年たたないで時効が欠損して……執行停止中の時効ですね。執行停止中の時効消滅が62件、執行停止中に時効が来ちゃったよというケースが。

○委員（三村孝信君） そうすると、その次のやつあったでしょう、3番目、133件というの。それ、ちょっと何でしたっけ。

○健康保険課長（飯村正則君） 執行停止後3年経過。要するに、執行停止をするタイミングが遅れちゃったのと、ぴったりやったのとの違いだと思います。

○委員（三村孝信君） 執行停止後3年、真ん中のは執行停止中に。

○健康保険課長（飯村正則君） はい。3年たって時効になった。

○委員（三村孝信君） そうすると、執行停止後3年して、133件で1,025万というのが一番多いということだね。

○健康保険課長（飯村正則君） そうです。

○委員（三村孝信君） 失効するまでには、財産調査なんかをしているということだよね。

○健康保険課長（飯村正則君） はい、しています。

あと、すみません、令和3年度健康保険滞納額の内訳ということで、先ほどの8,400万円というのがございました。こちらなんですけれども、細かくということなんですけど……

○委員（三村孝信君） いいよ、そんなに細かなくて。覚えられないもん。我々の能力考えてよ。

○健康保険課長（飯村正則君） すみません、令和2年度までずっと繰越し、繰越しで来ていたものが、全部で5,665万7,730円ほどございます。

○委員（三村孝信君） これ、ずっと繰り越してきたのね。

○健康保険課長（飯村正則君） はい、繰り越してきたものが。時効消滅とかがありますけれども、時効消滅にならなくて残っている分ですね。

それで、あともう一つ、令和3年度中に新たに収入未済額が発生したよというものが2,759万8,324円ございます。

○委員（三村孝信君） 新たに発生したのがこんなにあるんだ。

○健康保険課長（飯村正則君） はい、令和3年度中の収入未済ですね。それで、合計で8,425万6,054円という金額になってございます。

以上です。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） そうすると、課長、令和2年の2,759万というのは、例年と比べて、これは収入未済額としては多いんですか。

○委員長（加藤木 直君） 保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） まず、決算ベースでいいますと、前の年、令和2年度が、収入未済額になったものが、今現在残っているものですね、1,892万1,884円ございます。ちょっと昨年の当初のときの調定額が2,845万841円ございましたので、令和3年度中にできた金額2,759万8,000円とほぼ同額よりは若干少ないかなという程度でございます。

当然、今年度中にも少しずつ納まるものがございますので、昨年度は2,800万円、スタートありまして、最終的に1,800万円が残りましたという形になります。今年度も同じような形になるのかなというような気はしていますが、なるべく残さないように努力はしていきたいと思います。

以上です。

○委員（三村孝信君） いいですか。どうもありがとうございます。すみません、丁寧にありがとうございました。

私らも、よく不納欠損で、なるべくなくせ、なくせと、議会ではよく言うけれども、大変、職員とか担当者は努力をされていて、私たちも、不納欠損になっていくまでのプロセスかな、そういったものにあんまり関心を示さなかったのが、今日ちょっといろいろ、簡単な説明ではあるけれども聞いて、4種類ぐらいあるということ、それから、税務課長からもいろいろ教えてもらって、勉強になりました。

ただ、我々も国保の負担額、非常に、個人的に言えば大変なんですよ。そういう中で、やっぱり平等にとということになると、こういう不納欠損や何かというのを見て、こんなにいるのかと、町民がこの数字見たら、思うと思うんだよね。

だから、額を減らす努力と、それから、あとは、対応を早めにチェックしてやらないと、1年とかたまったら、とても払えないんじゃないかな。水道料金でも何でも、ためて出したらね。恐らくそういう人は、ほかの公共料金なんかも滞納になっていると思うんだよね。ひょっとしたら、民間の金融機関あたりにも借金があるかもしれないもんね。

だから、なるべく滞納の兆しが見えたら、早めに対応してあげるような努力が、町にもいいけれども、当の納税者にとってもいいような気がするんだよね、後々考えるとね。

ぜひ、大変な仕事でしようけれども頑張ってください。よろしく。

以上です。これで終わり。

○委員長（加藤木 直君） 議長。

○議長（阿久津則男君） 時効5年と言ったんですよね。変な話、時効が来て欠損処理をしていかないと、変な話、滞納金額だけ、どんどん増えていっちゃうんですよね。だから、欠損処理も致し方ない部分もあるんだとは思いますが、一応は5年というのと、例えば4年くらいたつと、あと1年しかないから、500円でも1,000円だけでも集金しましょうというようなこともやっているんですか。

○委員長（加藤木 直君） 保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） この滞納問題に関しましては、国保だけの問題でなく、当然税務課のほうともタイアップして、総合的に町として活動しているところでございます。ですので、なるべく残さないように一生懸命、町役場全体で頑張っているところですので、いろいろご意見お願いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 一応、例えば1,000円でも集金すれば、そこからまた5年なんでしょう。

○健康保険課長（飯村正則君） 税の細かいのは、直接私のほうで担当しておりませんので、誤解があるとまずいので。

○議長（阿久津則男君） 税務課、そうだよ。1回でも1,000円でも集金しちゃうと、そこからまた5年だよ。

○税務課長（佐藤 宰君） もちろんそうです、はい。

○議長（阿久津則男君） そうだよ。だから、5年たたないように、職員はなるべく努力はしているんだと思うんだけど、ただ、逆に言えば、さっき言ったように、また、滞納金がどんどん増えていっちゃうんですよ、欠損処理していかないとね。どっちみち、もらえない人はもらえないからね。

○税務課長（佐藤 宰君） 少額の滞納は早急という対応は、今取っております。

○議長（阿久津則男君） これは健康保険でも給食費でも、何でもそうなのかもしれないけれども、3年とか5年とかあるでしょうからね。どっちにしても努力してほしいですね。

それと、欠損処理した人とか滞納した人たちは、その後も保険証は発行するんですか。

○健康保険課長（飯村正則君） いろいろケース・バイ・ケースですけども、今現在、滞納ある人は、短期保険証にしてみたり、場合によっては資格証に切り替えたり、いろいろします。

○議長（阿久津則男君） 最初から短期保険証を渡すわけ。

○健康保険課長（飯村正則君） 滞納がある方で、いろいろ相談に応じない方であるとか、いろいろ細かい条件があるんですけども、細かい条件までは、ちょっと私も全部は覚えていないんですけども、取りあえず滞納している方に関しては、それなりのペナルティを与えています。

○議長（阿久津則男君） 短期保険証は、2か月くらいとか3か月間くらいとかあるんですけど。

○健康保険課長（飯村正則君） 2か月です。

○議長（阿久津則男君） 2か月だよ。それで発行するんだよ。

○健康保険課長（飯村正則君） はい。

○議長（阿久津則男君） その場合は、前の滞納金、例えば5,000円とか1万円持ってくれば発行しますというようなこともやっているんですか。

○健康保険課長（飯村正則君） やっています。細かいルールがあるんで、滞納金が例え



ば10万円ありますという場合には、これだけ納めてくれれば短期証を発行しますと、納められない場合には資格証に切り替えますとかというのもやっているのですが、一概に、いろいろなケースがあるので、むやみやたらに何の相談もなく、いきなり保険証を取り上げて資格証にするなんていうことはしていません。

○議長（阿久津則男君） 資格証というのは。

○健康保険課長（飯村正則君） 資格証というのは、保険証じゃなくて、病院に行って10割払うという。

○委員長（加藤木 直君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） 資格証とか短期保険証というのは、あんまりよく分からないんです。藤咲議員がいるとよく、毎回聞くでしょう、あの人はね。だけれども、ちょっとそれ、資格証というのは、それはどういう人がもらうんですかね。

○健康保険課長（飯村正則君） ちょっと、事細かく何をどうこうというのは……。大卒のところをご説明しますね。

国民健康保険税、普通に6月に切り替わりまして、7月から皆さんに交付すると思うんですけども、まず普通に切符がいて、お金を納めている方には普通の国民健康保険証がいきます。でも、こちらにあるように、どうしてもいろいろなご都合で納められないという方で、ある程度滞納を繰り返すということになると、2か月間のみ有効期限のある、いわゆる短期証というものに切り替わります。

2か月ごとに切り替わりますので、2か月ごとに窓口に行って相談を受けないと、新しく国民健康保険、いわゆる病院に3割負担でかかれますよという保険証は出すことができなくなります。

そうしているうちに、それでも全然窓口にも来ない、全然収納相談にも応じない、いわゆる悪質の滞納者という形になっちゃうんですけども、幾ら相談に応じても来ないし、全然寄りつかないという方が、中には、本当に僅かながらいるんですけども、そういう方には当然、保険料払っておりませんので、病院にかかるときには保険証がないので、10割負担です。そのときには、10割負担をしたときに、当然、日本国民は皆保険制度がありますので、10割負担をしても、ちゃんと後から国保税を払っていただければ、当然7割は本人にお返しするというような制度があります。

そのために、ちゃんと資格がありますみたいな制度なので、いわゆる無保険の方には、そういうものを渡すような形になります。

すみません。今、資格証になるのは1年間以上、入金も相談も来ない方、ですが、国保の資格だけはあるよという方が、資格証というようなことでございます。

○委員（三村孝信君） よく分からないんですけども、資格証を持って病院に行った人は、そうすると、何かメリットあるの。10割負担。

○健康保険課長（飯村正則君） 資格証を持って病院に行っても、要するに10割なので、

メリットはないです。病院に行って、治療費、例えば救急車で運ばれて、何かの手術をしたと、100万円ですよと医療費を請求されても、その方は自分で全額自費で。国民健康保険者の上限、例えば所得に応じて限度額認定証が発給できますけれども、その方は今度、全て全部、全額自分ですので、万が一病気になったときは、非常にお困りになることになるかと思えます。

○委員（三村孝信君） そうか、高額療養費やそういうのがないから。

○健康保険課長（飯村正則君） ないので、物すごいペナルティーになるので、そうならないように、いろいろご相談をして、本人のためにやるんですけれども。

○委員（三村孝信君） どうもありがとうございました。

○委員長（加藤木 直君） ほかにございますか。

ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。

それでは、質疑、ご意見等も出尽くしたところで、国民健康保険特別会計についての審議のほうを終了したいと思いますけれども、よろしいですか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、次に、議案第54号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

質疑、ご意見等をお受けします。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） ございませんね。

○委員（三村孝信君） 局長、大丈夫なの。質問。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 広報。

○委員（三村孝信君） いや、広報、俺、気を遣ってしゃべっているんだよ。また不納欠損、あのやろう、不納欠損ばかりやったよななんて。

○委員長（加藤木 直君） 全部、不納欠損あるんだもん。

○委員（三村孝信君） ありません。

○委員長（加藤木 直君） ないですか。

それでは、ご質問もないようですので、後期高齢医療特別会計決算の審議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） ありがとうございます。

それでは、次に、議案第55号 令和3年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

質疑、ご意見等をお受けいたします。

○委員（三村孝信君） これ、事業別のやつというのは見られますか。ちょっと待ってくださいね……

○委員長（加藤木 直君） 133ページです。

○委員（三村孝信君） 事業明細のやつには載ってこないんですか。事業報告書か。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 27ページです。事業報告書は、328番からです。

○委員（三村孝信君） これ1個だけだっけ。介護保険とかの下のほうだよ。長寿応援課のやつだよ。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 27ページの328から338までが介護関係のページになりますね。

○委員（三村孝信君） 何かなさそうだな、これ。

○委員長（加藤木 直君） ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） じゃ、ちょっとよろしいですか。

たしか今回の補正予算の中で、私、全協のときにお話、課長したと思うんですけども、過誤納付で200万ちょっと、議案第49号だったかな。過誤納付のやつで、誤って多くもらっていたから返しますよというの、何かあったよね。

○長寿応援課長（稲川弘美君） はい。

○委員長（加藤木 直君） それは、この決算書の中では、どこの部分なのかな。決算の部分では。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 決算書の135ページの歳入の中に……135ページの保険料の、今矢印が当たっているところですね、現年度分特別徴収保険料の備考欄に、収入済額の中のうち、過誤納金還付未済額として148万5,860円、これと、その下の普通徴収保険料での現年課税分の中で20万9,800円、こちらが還付未済額ということで。

○委員長（加藤木 直君） これだと220万にならないよね。

○長寿応援課長（稲川弘美君） それ以外に、所得更正とか、そういう更正分も含めて、補正予算のほうには上げさせていただいております。

○委員長（加藤木 直君） 分かりました。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、質疑、ご意見等も出尽くしたようでありまして、以上で城里町介護保険特別会計決算の審議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） 異議なしと認めます。

それでは、多数の質疑、ご意見等が出ましたけれども、本委員会所管分の決算について

は認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） よろしいですか。

それでは、異議なしと認めます。

これらの質疑、ご意見等につきましては、内容整理の上、決算特別委員長に報告をいたします。

以上で、令和3年度総務民生常任委員会所管分の決算審議を終了いたします。

執行部におかれましては、本日各委員さんから発言のありましたご意見、そしてご要望、ご指摘等につきましては、今後十分研究を積まれ、行政施策への反映に努力されることを要望いたします。

次に、その他についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございますか。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（加藤木 直君） 事務局、何かございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、最後に私から1点。

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてですけれども、今回も定例会の最終日に上程するよう報告してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤木 直君） それでは、最終日に報告をいたします。

---

## 閉 会

○委員長（加藤木 直君） 以上で、当委員会に付託されました全議案について審議を終了いたします。

ここで、閉会に当たりまして、桜井副委員長よりご挨拶をいただきます。お願いします。

○副委員長（桜井和子君） それでは、長時間にわたる慎重審議、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、総務民生常任委員会を終了といたします。

お疲れさまでした。

午後 3時14分閉会